

3. 管理区域と同等の管理を要しないエリアとして運用する際の線量と場の管理について

管理区域と同等の管理を要するエリアとしなくなった後も正門から免震重要棟(執務エリア)までは管理区域と同等の管理を要するエリアとなっており、当該箇所の移動については放射線業務従事者を除く者は「一時立入」としての管理が必要になる。

これらのことから、管理区域と同等の管理を要しないエリアとして維持できていることを確認するとともに、移動線量について実効線量で 0.1mSv を超えないことを確認する手法について定める。

(1) 基本的な考え方

免震重要棟(執務エリア)を管理区域と同等の管理を要しないエリアとすることに伴い、免震重要棟(執務エリア)での滞在時における線量は評価不要となる。

一方、正門から免震重要棟(執務エリア)までの移動線量については評価の対象となるが、その実効線量は 0.1mSv を超えないことが確認できる場合は評価を必要としない。(平成 13 年基発第 253 号)

(2) 管理区域と同等の管理を要しないエリアとして運用するための確認

管理区域と同等の管理を要しないエリアとして運用するにあたっては管理区域としない要件を満足する必要がある。

このため、以下のように要件を定期的に確認することとする。

○ 外部放射線に係る線量

管理区域と同等の管理を要するエリアとの境界に積算線量計を設置して一ヶ月毎に測定を行い、労働時間を加味して確認する。

○ 表面汚染密度

1 週間に 1 回の頻度で免震重要棟の代表点をスミア法により測定し、管理区域としない要件を満たさない場合は管理区域と同等の管理を要しないエリアの測定を行う。

○ 空气中放射性物質濃度

1 週間に 1 回の頻度で免震重要棟の代表点で濾紙に集塵して確認し、管理区域としない要件を満たさない場合は管理区域と同等の管理を要しないエリアの測定を行う。

なお、空気清浄のための設備が停止した際には免震重要棟の空气中放射性物質濃度を測定している連続ダストモニタの測定値から評価を行い、確認する。

また、管理区域と同等の管理を要しないエリアの放射性物質による汚染防止のため、ゲートモニタ(全身型体表面モニタ)と小物物品モニタを設置して人と物品の管理を行うこととする。

(3) 移動線量の確認

移動線量については、免震重要棟(執務エリア)が管理区域と同等の管理を要しないエリアとして運用されるのに先立ち、正門から免震重要棟(執務エリア)まで受ける放射線量を実測し、標準的な移動線量を求めて実効線量で 0.1mSv を超えないことを確認することとする。

なお、放射線量の実測は当面(一ヶ月)は1回/週の頻度で大きな変動のないことを確認し、その後は確認測定を実施する判断として、モニタリングポスト(MP-6)の指示値(日平均)が降雨雪などの気象由来以外の原因で過去 3 ヶ月の変動幅を超えた場合を参考とする。

(4) 不測の事態への対応

不測の事態による放射線量率や空気中放射性物質濃度の急激な変動は保安規定に定める未臨界監視装置及び使用済み燃料プールの水位・水温の監視により、LCO逸脱(監視パラメータの変動が対象)が発生した場合にそのおそれが発生することから、その際は免震重要棟のサーベイ、ならびに移動線量の実測もしくはモニタリングポストの指示値から滞在による線量、ならびに移動線量を評価する。

不測の事態によるマスクの着用や福島第一原子力発電所からの退去について福島第一原子力発電所緊急対策本部長の指示に従って行う。

以 上

平成24年4月26日

原子力安全・保安院

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る広聴・広報活動の課題と今後の取組をまとめました

原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)では、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る広聴・広報活動に関する評価・分析を行うとともに、課題と今後の取組の方向性について検討してまいりましたところ、本日、報告書を取りまとめました。

本件事故に関する広聴・広報活動に関しましては、政府事故調査・検証委員会の中間報告をはじめ各方面から様々な問題点が指摘されています。保安院では、こうした指摘を分析・評価し、そこから導き出される課題点と今後の対応の方向性を整理しました。検討に際してはアンケートや関係者へのインタビューを行うとともに、「原子力安全広聴・広報アドバイザリーボード」において意見をいただきました。

今後は新たな規制機関としての広聴・広報活動に活かされていくことを期待するとともに、保安院としてもできることから直ちに着手していくこととしています。

さらに来月開催される OECD/NEA 主催のワークショップ (Crisis Communication: Facing the challenges) で我が国の経験として説明・意見交換することにより、更に我が国での取組を向上させていくとともに、世界各国の原子力規制機関における今後の取組の改善にも貢献してまいります。

別添1：東京電力福島第一原子力発電所事故に係る広聴・広報活動の課題と今後の取組について (略)

別添2：東京電力福島第一原子力発電所事故に係る広聴・広報活動の課題と今後の取組について (ポイント)

別添3：東京電力福島第一原子力発電所事故に係る広聴・広報活動の課題と今後の取組について (概要)

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 原子力安全広報課長 吉澤 雅隆

担当者：足立、竹之内

電話：03-3501-1511 (内線4851)

03-3501-5890 (直通)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所
事故に係る広聴・広報活動の課題と
今後の取組について(ポイント)

2012年4月26日

原子力安全・保安院

目次

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の概要
2. 本件事故に関する広聴・広報の基本姿勢
3. 本件事故に関する広聴・広報の実施状況
4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価
5. アンケート・インタビュー等で得られた指摘事項の整理
6. 今回の事故時の広聴・広報を踏まえた課題
7. 事故時における広聴・広報活動のあり方

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の概要

原子力災害の発生

| | 1号機 | 2号機 | 3号機 | 4号機 | 5号機 | 6号機 | |
|-----------------|--|--|--|---------------------|-----------------------------|-------------------------------------|--|
| 3月 11日 | 地震発生(14:46) | | | | | | |
| | 原子炉自動停止(14:47) | | | (定期検査中) | | | |
| | ○非常用DG(2台とも)起動(14:47) ○非常用復水器起動(14:52) ○格納容器スプレイ系起動(15:07、15:10) | ○非常用DG(2台とも)起動(14:48) ○原子炉隔離時冷却系起動(14:50) ○逃がし安全弁動作(14:52) ○残留熱除去系ポンプ起動(15:00頃) | ○非常用DG(2台とも)起動(14:48) ○原子炉隔離時冷却系起動(15:05、16:03) | ○非常用DG(1台)起動(1台点検中) | ○非常用DG(2台とも)起動(14:48、14:49) | ○非常用DG(3台とも)起動(14:48(1台)、14:49(2台)) | |
| | 津波第1波到達[高さ4m](15:27)、津波第2波到達[浸水高さ15m](15:35) | | | | | | |
| | ○全交流電源喪失を確認(15:37) (津波到来により海水冷却系や配電盤等の電源系が被水・冠水、非常用DGも機能喪失) | | | | ○6号機非常用DGから給電 | ○非常用DG1台(空冷式)は運転継続 | |
| 3月 12日 以降 | ○非常用冷却装置が全て停止 ○原子炉の水位が低下 ○炉心の損傷、溶融開始 ○原子炉建屋での水素爆発 | | | ○原子炉建屋での爆発 | ○原子炉冷温停止 | | |

非常用設備は
正常に作動

- ・制御棒自動挿入(原子炉停止)
- ・**外部電源喪失**
- ・非常用発電機起動(電源確保)
- ・非常用冷却システム作動

- ・非常用発電機停止(電源喪失)
- ・非常用冷却システム停止
- 原子炉水位低下
炉心露出
炉心損傷

2

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の概要

事故への対応(オンサイト)

- 原子力緊急事態への対応(3月11日)

内閣総理大臣が、同日19時03分、原子力緊急事態宣言を発し、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部(原災本部)及び原子力災害現地対策本部(現地本部)を設置。
- 政府と原子力事業者による情報共有体制の構築(3月15日)

福島原子力発電所事故対策統合本部(その後、5月9日に政府・東京電力統合対策室に変更)を設置。
- 東京電力(東電)による「東電福島第一原発・事故収束に向けた道筋」の公表と推進(4月17日)
 - ・ステップ1(達成時期:公表後3ヶ月程度)
放射線量が着実に減少傾向となることを目標として設定。
 - ・ステップ2(達成時期:ステップ1完了後3~6ヶ月程度)
放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられることを目標に設定。

3

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の概要

事故への対応(オンサイト)

○ステップ1の完了(7月19日)

「放射線量が着実に減少傾向となっていること」の達成を確認

○ステップ2の完了(12月16日)

原子炉は「冷温停止状態」に達するなど安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったと判断。

○中長期対策の推進

ステップ2完了以降、政府と東電は「東電福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を策定し、中長期的な対策を推進。

4

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の概要

事故への対応(オフサイト)

3月11日

「避難指示区域」と「屋内待避指示区域」の設定

福島第一原発の半径3km圏内の避難指示区域と半径3kmから10km圏内の屋内退避指示区域を設定。

3月12日

「避難指示区域」の拡大

事態の進展に応じ半径20km圏内を避難指示区域に拡大。

3月15日

「屋内待避指示区域」の拡大

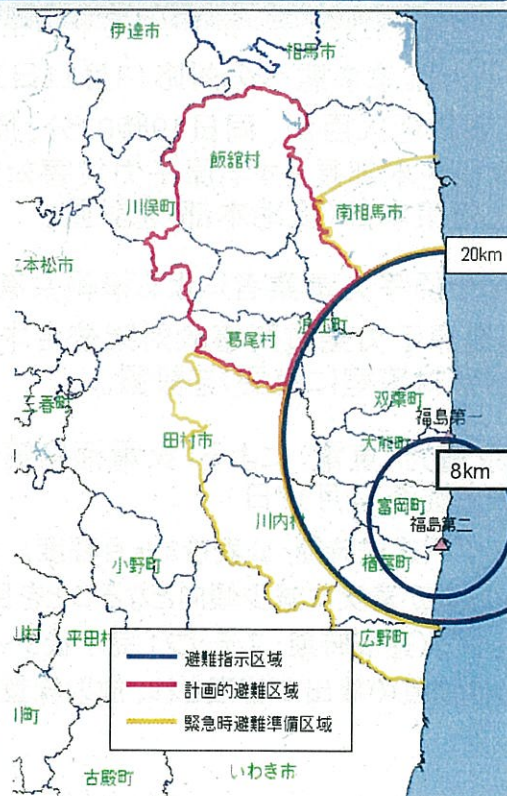
半径20kmから30km圏内を屋内退避指示区域に拡大。

4月22日

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定

計画的避難区域: 事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域

緊急時避難準備区域: これまでの「屋内退避区域」のうち、「計画的避難区域」に該当する区域以外の区域



5

3. 本件事故に関する広聴・広報の実施状況

政府関係機関等による広聴・広報の実施体制

今回の事故は、自然災害(地震、津波)とそれにより引き起こされた原子力事故が複合した災害であり、かつ災害が大規模・長期間にわたったため、保安院だけでは対応しきれず、政府全体での対応が必要となった。

○プラントに関する情報提供

- ・官房長官による記者会見
- ・保安院の広報官によるブリーフィング
- ・東電の記者会見

○その他の情報提供

- ・文部科学省(環境モニタリング)
- ・厚生労働省、農林水産省(放射性物質による食品への影響)
- ・海外への情報提供:官邸や外務省が中心となって各省庁が協力して実施

○福島原子力発電所事故対策統合本部主催の合同会見

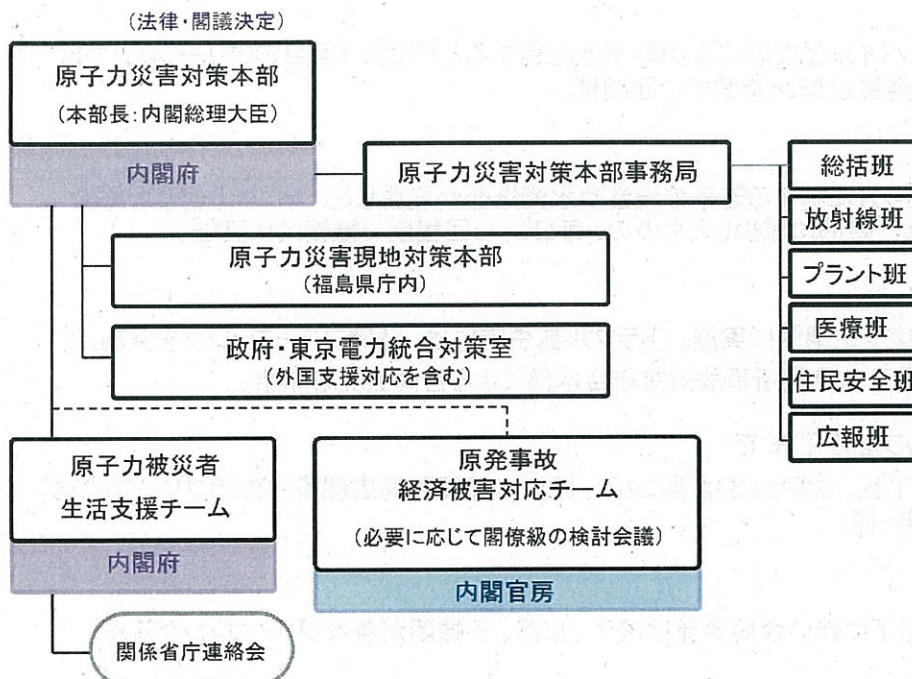
○一般からの問合せ対応や立地地域への情報提供

○被災地への情報提供

- ・原子力被災者生活支援チーム(ニュースレターの発行、ラジオ放送等)
- ・現地対策本部(ニュースレターの発行、説明会の開催等)

6

原子力災害対応組織



7

3. 本件事故に関する広聴・広報の実施状況

原災本部事務局広報班による報道関係者へのブリーフィングの特徴

- 本ブリーフィングは、事故発生からしばらくの間、テレビによりリアルタイムで中継。
- 更に大手の報道機関のみならず、大手とは違った視点からネットメディアやいわゆるフリーランスも参加。ネットメディアは、リアルタイムかつ切れ目ない映像でブリーフィングの様子を配信。かつネット上に映像が保存されるため、誰でも好きな時間に本ブリーフィングの視聴が可能。
- 本ブリーフィングは、基本的に質問が尽きるまで質疑を継続。

10

3. 本件事故に関する広聴・広報の実施状況

全国からの問合せへの対応

- 震災直後は、事故の状況や今後の見通し、避難の必要性、屋内退避の留意事項、放射線影響に関する問い合わせが多かった。また、約10日後以降は、食品・飲料水の安全性、乳幼児への健康影響に関するものが多かった。
- 5月は約4700件、6月は3800件と、1日100－150件程度の問い合わせがあった。その内容は、事故の状況や今後の見通し、健康への影響に関するものが一貫して多かった。
- 8月の問合せ件数は約2400件であり、5月の半分程度となった。その内容は、今後の対策に関するものだけでなく、保安院に対する苦情も多かった。
- 12月の問合せ件数は約1200件と、8月と比べさらに半分程度となった。その内容は、今後の対策に関するものが多かった。

11

3. 本件事故に関する広聴・広報の実施状況

被災地域における広聴・広報①

(1) 被災者・被災地域に寄り添った情報提供

① 現地での報道対応

報道関係者へのブリーフィング、報道関係者からの問合せ対応

② 被災地域の住民に向けた取組

i) 現地対策本部からのニュースレター

ii) ラジオ放送

iii) 暮らしサポート通信・ふれあいニュースレター

iv) 福島県女性プレス座談会

(2) 被災地域住民からの広聴

① ワンストップ相談窓口

② 現地対策本部が実施した説明会

③ 個別相談会

12

3. 本件事故に関する広聴・広報の実施状況

国際社会との広聴・広報

(1) IAEA、OECD/NEA等の国際機関とのコミュニケーション

① 原子力事故早期通報条約に基づく情報提供

② 各種国際会議での説明

③ 風評対策

(2) 各国政府等とのコミュニケーション

① 在京外交団に対する説明会

② 緊急一斉通報

③ 風評対策

(3) 外国メディア及び日本語以外を母国語とする市民向けコミュニケーション

① 関係省庁合同での外国メディアに対する記者会見

② 関係省庁等のウェブサイトにおいて関連情報を英語、中国語及び韓国語で掲載等

(4) 保安院内における取組

① 定例的「地震被害情報」の英訳・発信

② 緊急的公表資料の英訳・発信

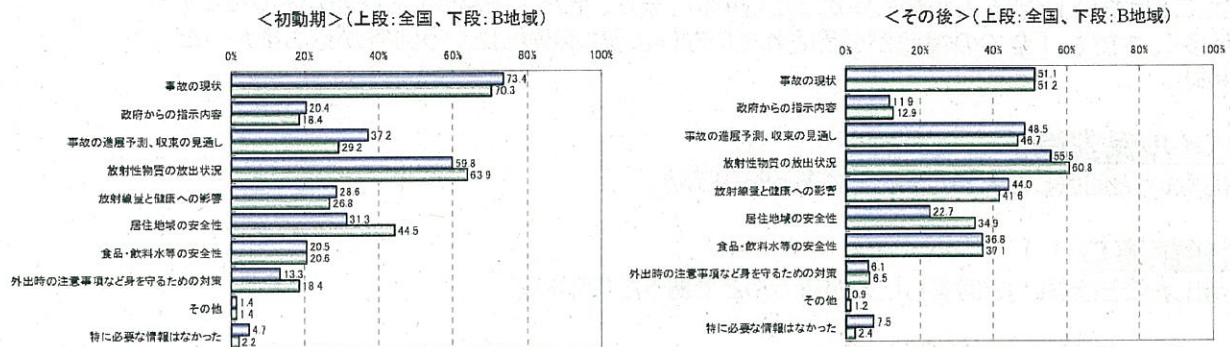
13

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

全国を対象としたアンケート①

①原子力災害発生後に必要とした情報とその情報源について

- ・初動期に必要なとした情報は、全国及び被災地域を含むBブロックともに「事故の現状」や「放射性物質の放出状況」が高い。Bブロックでは、それらに続き「居住地域の安全性」が多い。
- ・その後必要とした情報は、全国、Bブロックともに「放射性物質の放出状況」や「事故の現状」が引き続き多い一方、「事故の進展予測、収束の見通し」、「放射線量と健康への影響」、「食品・飲料水等の安全性」が初動期より多くなった。



注)全国を対象としたWebによるアンケート(対象者3,345人)

14

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

全国を対象としたアンケート②

①原子力災害発生後に必要とした情報とその情報源について(続き)

- ・初動期に必要なとした情報について、全国、Bブロックともに満足しなかったという回答が半数を超えている。特に、Bブロックでは満足しなかった人の割合が74%と高い。その理由としては、「詳しい情報がなかったから」、「情報の根拠や理由がわからなかったから」、「情報が少なかつたから」が多かつた。
- ・初動期における情報の入手手段として、全国、Bブロックともにテレビが突出して多く全国では9割を超えた。インターネットは35%を超えた。一方、Bブロックでは、半数近くがテレビを利用できなかったと回答した。
- ・情報の入手先としては、全国、Bブロックともに「テレビ局、ラジオ局、新聞社、雑誌社等報道機関の記者・解説者」が最も多かつた。その理由としては、「専門的な知見に基づく判断・見解を示していたから」、「公平・中立な判断・見解を示していると感じたから」が多かつた。
- ・情報の発信源として最も信頼した機関については、「テレビ局、ラジオ局、新聞社、雑誌社等報道機関の記者・解説者」(41%)や「専門家」(32%)、「インターネット上で流れる情報」(24%)を挙げる者が多かつた。一方、保安院を挙げた者は全国で10%であった。(P.52)

15

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

全国を対象としたアンケート③

②原子力災害時に保安院等が行った広聴・広報活動について

ブリーフィング

75%の回答者が保安院のブリーフィングを見たと言った。ただし、課題があったとする人が多く、その理由として「判断・見解等の理由・根拠が明確に示されなかった」(61%)が最も多く、次いで「積極的に情報を公開しようとする姿勢が感じられなかった」(56%)が多かった。なお、政府・東電統合対策室主催の合同会見についても同様のコメントであった。

ウェブサイト

「見たことはない」とする人が最も多かった(74%)。また、見た人であっても課題があったとする人が多く、中でも、「全ての情報が公開されていないように感じた」という回答が最も多かった(64%)。

「モバイル保安院」

「知らない」と回答した人がほとんどであった(93%)。

電話相談窓口

「利用したことはない」と回答した人がほとんどであった(99%)。

国による一元的な災害時広報

一元化すべきとの回答と各機関が責任を持って発信すべきとの回答の両方が挙げられた。¹⁶

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

全国を対象としたアンケート④

③今後の規制機関による広聴・広報活動への意見について

主に以下のような意見があった。特に情報を隠さず公開を求める意見が多かった。

- ・情報(事実)を隠さない、オープンにすること、公開すること
- ・専門用語を多用せず、わかりやすく説明すること
- ・迅速に情報提供すること
- ・正確な情報を提供すること
- ・責任感を持つこと、責任の所在を明らかにすること
- ・一般国民の立場、目線に立つこと(国民の必要としている情報を提供する)
- ・情報発信を一元化すること
- ・誠実な対応を行うこと

また、少数ではあるが以下のような意見があった。

- ・ウェブサイトで意見を募集すること
- ・まず現状等の真実を伝え、その後冷静な対処の方法を指示すること
- ・みんなの疑問や知りたい情報が一目でわかるサイトを作ること
- ・国民が参加しやすい形でコミュニケーション活動を行うこと
- ・外部の意見を取り入れること
- ・悪い事でも正確に判りやすい情報提供を行うこと
- ・安全性の根拠を示すこと
- ・関係機関を一元化すること、連携すること
- ・原子力発電のある地域に、トラブルがあった時の対応を発信すること
- ・東電福島第一原発事故の教訓を活かし、訓練や非常時の体制のあり方を考えること
- ・強力なリーダーシップを発揮し、明確なビジョンを国民に示すこと

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

外部へのインタビュー(首都圏の環境NPO等,立地地域の住民)

- ・情報公開については、SPEEDI情報等、評価が定まった段階でも提供の機会を逸してしまっただことが情報の隠ぺいと言われる状況を生んでしまったのだと思う。
- ・プラントの状況に関する情報よりも、放射性物質の検出等の報道があったときに自分がどのように行動したらよいのかや先の見通しを含めた情報を提供してほしかった。
- ・解決すべきは規制機関としての広聴・広報だけの問題ではない。それ以前に、防災体制上の課題にも色々と考えなければいけない問題がある。
- ・報道を通じた情報伝達については、官邸や省庁がバラバラの体制ではなく、国として報道機関とも協力して一本のラインを作りたい。
- ・国からの情報提供について、結論だけでなく、結論に至るまでのプロセスも公開してほしい。

18

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

外部へのインタビュー(報道関係者:放送局、新聞社等①)

①災害対応に関するコメント

- ・大事故発生しないという思い込みがあったので、広報の準備が不足していたのではないかと。

②広報能力に関するコメント

- ・保安院に期待されていたのは、専門的な技術の知識を踏まえた情報提供のはずであるが、これができていなかった。また、保安院からの独自情報が無かった。
- ・今回、リアルタイムで報道関係者向けブリーフィングの状況が世の中にそのまま放送されたということ自体が初めてのことで想定外だったと思う。今後は誰に向けて広報するのか、発信側としては検討が必要だろう。

③情報提供に関するコメント

- ・配布資料は、東電よりも分かりやすかった。話を聞かなくても、その図表だけを見れば、何が起きているのかが分かった。
- ・保安院は会見などで発表した情報以上のものを入手し、分析もしていたのに、一切、我々に事故進展予測などの情報提供はなかった。初動のあとも、東電からの情報を右から左に流すだけで、情報提供という観点でいえばお粗末だった。悪い見通しがあるのであれば、その意味も含めて情報を発信すべきだった。
- ・複数のシナリオがあるのであれば、それを提示して、今後どんな対応をしなければいけないのか、国民に覚悟をもってもらうための情報を提供すべきだった。

19

外部へのインタビュー(報道関係者:放送局、新聞社等②)

③情報提供に関するコメント(続き)

- ・報道機関側から出されていたこれまでの要望を振り返り、出来ていなかったことを報道機関と一緒に作っていくことを考えてほしい。
- ・保安院の記者会見は、質問をしつくすまでやってくれたことはよかったと思う。

④情報ニーズに関するコメント

- ・モニタリングデータは重要であるが、緊急時モニタリングで得られた極めて重要な情報の多くを住民に知らせることができず、データによっては、公表されたのが3か月も後のことだった。何が大事で何を伝えるべきなのかが国として共有されていなかったのではないか。
- ・原子力の技術に詳しい人が、条件付きであっても不確かな情報を出していくというのが基本と思う。

⑤体制面に関するコメント

- ・スポークスパーソンにはもっと権限の強い人を入れるべきである。
- ・スポークスパーソンを支える人(メモを取り、引き取り、原課につなぐ人員体制)が不在であったように思う。体制が非常に脆弱だった印象がある。

20

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

外部へのインタビュー(報道関係者:ネットメディア)

- ・記者会見の様子だけでなく、配布された資料もカメラに映して配信した。
- ・記者等であれば、オンレコ・オフレコという形での情報提供はあり得るだろうが、インターネット中継ではオンレコが全てである。オフレコで説明されても視聴者には届かない。
- ・広報官の「わかりません」との発言が多すぎて、問題であった。なぜわからないのか、わかっているところはどこか、といったことを説明すべきだった。
- ・保安院の記者会見のよかったところは、「オープン」だったこと。原則誰でも入ることができた。
- ・平時のコミュニケーションとして、定例会などはやるべきであろう。できれば記者クラブに限らず、広く受け入れてもらいたいと思う。

21

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

外部へのインタビュー(報道関係者:フリーランス記者)

- ・会見の議事録はすぐに公開してほしい。できれば映像も公開してほしい。議事録を公開しないのは会見を検証されたくないのと隠しているのだと受け取られても仕方ない。
- ・低線量被ばくなど、専門家でも見解が分かれていることについては、保安院として主な専門家の見解を複数説明したうえで、日本が何を理由にどれを採用しているのか、わかっていることは何でわからないことは何かをちゃんと説明してほしい。
- ・逃げるべきか否か、数値とその意味、それをベースにした幅を持ったシナリオを説明してほしい。解釈も過小評価ではなく、いろいろと可能性を含め、幅を持って保安院の判断のベースになる情報から説明してほしい。それを説明したうえで結論について採用した理由も合わせて説明してほしい。
- ・スポークマンを平常時からおいていなかったのが問題である。広報担当はコミュニケーションで何が大事なのかがわかっていないとできない。したがって、トレーニングが必要である。

22

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

外部へのインタビュー(在京公館関係者、海外報道関係者)

①在京公館関係者

- ・プレス発表は保安院のホームページで確認することが多かった。基本は日本語のものを参照にした。新着情報の部分を良く見た。英文版は掲載時間が少し遅れるのが難点だった。
- ・事故や災害の発生時と言うことではなく、大使館が保安院と直接コミュニケーションできるチャンネルがあると良い。

②海外報道関係者

- ・詳しい情報を得ようと保安院に電話しても海外メディアのためか対応は遅かった。これは、日本ではよくあること。
- ・メディアへの情報提供のあり方について、メディアとの意見交換の場があれば参加する。

23

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

外部へのインタビュー(コミュニケーションの専門家)

- ・保安院による今回の事故対応を巡る問題をコミュニケーションの問題として捉えることに違和感がある。防災や事故対応に係る問題が根本にあったのであり、その状況下での適切なコミュニケーションには限界がある。
- ・どう情報を出すべきかという課題よりも、どう対策を取るべきだったかが大きな課題であったはずである。
- ・原子力行政による広報全般として、何のためにやっているかの認識が乏しい。
- ・ツイッター等のSNS、ソーシャルメディアについては、活用は難しい面もあるかもしれないが、皆がそうした情報源を見るという事実があるのであるから、今後は緊急時の広報手段としても活用を検討していくべき。

24

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

保安院等の職員へのインタビュー①

インタビュー対象者: 本件事故に係る情報提供等に携わった保安院等の職員22名

①担当者間での情報共有

- ・積極的に自ら一次情報を獲得しようとする姿勢が不十分であった。
- ・災害対応全体の中での人的リソース配分が不十分であった。
- ・原災本部事務局内部において「情報共有は何のために行うのか」という情報共有に対する意識が不足していた。

②関係機関との情報提供

- ・原災本部事務局側では官邸からの情報共有の要請を、報道発表を行う情報について事前に「了解」を取ることと捉え、官邸との情報共有が一時的に混乱したものの、その後情報共有は再び機能し始めた。

③情報の最終的な受け手である国民を意識した対応

- ・マスコミとの対応に終始して、情報の最終的な受け手である国民を見落としてしまうこともあったのではないかと。

④報道関係者への対応

- ・平常時からの記者とのコミュニケーション不足から、記者が何に興味を持っているか、何が聞かれそうか、どう答えればよいのかなどについて意識が欠けていた。

25

4. 保安院(あるいは政府)の広聴・広報に関する評価

保安院等の職員へのインタビュー②

⑤ブリーフィングのあり方

- ・インターネットメディアが台頭し、ブリーフィングの様相がリアルタイムかつ全て放送されるようになった。こうした変化への対応が十分にできていなかった。

⑥発信すべき情報のあり方

- ・仮定の話をもとにどこまでどのように出すのかについて、検討がなされていなかった。
- ・保安院本来の役割である情報の収集、分析、評価、対応の提示ができなかった。

⑦東京と地元の関係

- ・東京では保安院がプラント情報などを定期的に発表していたが、現地にその情報が発表前に届くことは殆ど無かったため、現地では東京に遅れて発表することが多く、現地広報のサポート体制が不十分であった。
- ・初期段階における情報インフラの断絶と、避難指示等重要な情報伝達のあり方等防災対応としての課題もあった。
- ・特に迅速性、正確性という意味で難があった。その背景として、体制の面の問題があった。例えば、英語力・原子力の基礎的知識・用語チェック能力を兼ね備えた職員には限りがあった。3月末頃、増大する英訳量に追いつかず、国際広報の人員不足は限界に達した

26

5. アンケート・インタビュー等で得られた指摘事項の整理

指摘事項の整理

アンケート・インタビュー等で得られた指摘事項を内容別に整理すると、下表に示す4項目に大別された。これらの4項目の大分類を内容に応じて、さらに細かく分けた。指摘事項の分類を下表に示す。

| 大分類 | 小分類 |
|---------------------------|---|
| 1. 対応能力がないように見える | (1) 災害対応能力が不十分 (2) 広報能力が不十分 |
| 2. 積極的に情報提供しようとする姿勢が見られない | (1) 情報提供が遅い (2) 情報を隠しているように見える |
| 3. 情報ニーズへの対応が不十分である | (1) 情報ニーズの把握が不十分 (2) 情報コンテンツに関するニーズへの対応が不十分 (3) 情報提供手段に関するニーズへの対応が不十分 |
| 4. 対応体制がわかりにくい | |

27

6. 今回の事故時の広聴・広報を踏まえた課題

指摘事項を踏まえた課題の抽出

前章で整理した指摘事項について各々要因分析し、その上で共通と思われる事項について整理した結果、以下のとおり4つの課題に大別された。

| 大分類 | 小分類 |
|---------------------|--|
| 1. 事故対応に関する課題 | 【課題1】情報入手の問題 【課題2】情報分析評価の問題 【課題3】分析評価結果の信頼性の問題 |
| 2. 広聴・広報機能に関する課題 | 【課題4】広報戦略が不明確 【課題5】意思決定の場と広報の場の連携不足 【課題6】官邸と保安院の広報との連携不足 【課題7】広報官に関する問題 【課題8】広報官を支える機能の問題 【課題9】国際対応の人的リソースの不足 【課題10】不確かな情報の扱いの問題 【課題11】分かりやすさの問題 【課題12】広聴・広報ツールの活用が不十分 【課題13】ステークホルダーとのコミュニケーションの不足 |
| 3. 関係機関との情報共有に関する課題 | 【課題14】関係機関との連携不足 |
| 4. 防災対応としての課題 | 【課題15】想定を超える事象の発生に備えた対応能直の不足 |

28

6. 今回の事故時の広聴・広報を踏まえた課題

1. 事故対応に関する課題

広聴・広報の問題として捉える以前の問題として、そもそも、組織として事故への対応に問題があったと考えられる。具体的には、事態の進展状況等の情報の収集や技術的専門性に裏打ちされた規制機関としての評価、そして具体的な対応といった面に問題があると考えられるものがあつた。

【課題1】情報入手の問題

【課題2】情報分析評価の問題

【課題3】分析評価結果の信頼性の問題

29

6. 今回の事故時の広聴・広報を踏まえた課題

2. 広聴・広報機能に関する課題①

広聴・広報機能に関しては、意思決定との関係を含め組織面や伝え方等、様々な観点からの課題が挙げられた。特に、様々なステークホルダーとの関係については、従来、広報の側面ばかりが検討の対象となりがちなど、日常的なコミュニケーションを通じて、相互に信頼関係を築いていくことが重要な課題である。

(1) 意思決定の問題

【課題4】広報戦略が不明確

(2) 組織の問題

① 体制の問題

【課題5】意思決定の場と広報の場の連携不足

【課題6】官邸等関係機関との間での連携不足

② 人的資源の問題

【課題7】広報官に関する問題

【課題8】広報官を支える問題

【課題9】国際対応の人的リソースの不足

30

6. 今回の事故時の広聴・広報を踏まえた課題

2. 広聴・広報機能に関する課題②

(3) 伝え方の問題

【課題10】不確かな情報の扱いの問題

【課題11】分かりやすさの問題

(4) 広聴・広報ツールの問題

【課題12】広聴・広報ツールの活用が不十分

(5) 日常的なステークホルダーコミュニケーションの問題

【課題13】ステークホルダーとのコミュニケーションの不足

31

6. 今回の事故時の広聴・広報を踏まえた課題

3. 関係機関との情報共有に関する課題

今回の事故のように複合的であり、かつ大規模・長期間にわたるような場合、複数の機関が各々の役割を果たしつつ連携して対応することが不可欠となる。この点も重要な課題として挙げられる。

【課題14】関係機関との連携不足

- ・政府の各機関、事業者、地元自治体等の連携不足により、十分な情報共有ができず、緊急時広報の原則である「One Voice」での広報ができなかった。こうした状況に対し国民からは、各政府関係機関や事業者がバラバラに報道しており見解も異なっているとの指摘も見られた。
- ・官邸をはじめとする政府関係機関や事業者との間での情報共有が十分ではなかった。

32

6. 今回の事故時の広聴・広報を踏まえた課題

4. 防災対応としての課題

防災対応の問題として提示される課題は以下のとおり挙げられた。これらについては、リスク・コミュニケーションの課題と密接に関係するものであるが、具体的な対策としては防災対策として取り組まれるべきものと考えられる。

【課題15】想定を超える事象の発生に備えた対応能力の不足(ソフト、ハード)

- ・地震・津波との複合災害への備えが不足していた。
- ・同時多発的(複数プラント)な原子力災害への備えが不足していた。
- ・現地オフサイトセンターの機能不全を想定した仕組みが欠如していた(マニュアル整備等)。
- ・通信インフラの断絶等による、事業者からの一次情報が不足していた。

33

7. 事故時における広聴・広報活動のあり方

1. 事故対応に関する取組

原子力災害における規制当局としての任務は、事業者からの1次情報の入手のみならず、そこから事故を技術的に分析・評価し、必要に応じた対策を講じていくことであり、広聴・広報活動は、事実関係はもちろん、判断や行動とその根拠等を分かりやすく伝えていくことにある。

したがって、まずは、規制当局として事故の情報を入手し技術的に分析評価し、対策を講じることができることが前提であり、そのため、職員の技術的な専門能力の向上を図るための訓練等を行うとともに、組織としての対応能力を高めることが必要である。

○規制当局における技術的専門能力・対応能力の向上

取組1 職員各個人の技術的専門能力・対応能力の向上(課題1、2に対応)

・技術的専門性を有する職員の育成・確保

取組2 組織としての対応能力の向上(課題1、2に対応)

・幹部職員を対象とした危機管理マネジメント訓練の実施
・深刻な事象を想定したより実践的な訓練(自然災害と原子力災害の複合事象や複数プラント同時事故等)
・事故分析評価に特化した専任チームの活用(事故担当者とは別に確保)

○外部機関の活用による技術的対応能力の向上

取組3 外部機関の活用による技術的対応能力の向上(課題3に対応)

・専門的技術支援機関であるJNESなど、外部機関の活用(緊急時の対応を含む)

34

7. 事故時における広聴・広報活動のあり方

2. 広聴・広報機能に関する取組

原子力災害時における規制当局としての広聴・広報は、国内外の住民・機関等が求める情報を迅速かつ正確に伝えることはもちろんのこと、情報をわかりやすい形で伝えることも重要である。

また、平常時においても、規制当局としての活動を公開、透明の原則の下、どのような判断に基づき行っているのかを国民に徹底的に示すとともに、様々なステークホルダーからの意見・評価を規制業務や広報に反映することにより、規制業務の品質を向上させていくとともに、ステークホルダーとの間で信頼を醸成させていくことが、大事である。

取組4 意思決定との一体化(課題4、5、6に対応)

官邸の意思決定機能と広報機能の一元化の下での情報共有による広報の迅速化

取組5 組織全体の広聴・広報の意識の向上(課題4、5、6に対応)

・広聴・広報の目的を十分理解するための全職員を対象とした研修・訓練
・幹部職員を対象とした広聴・広報に係る研修・訓練の実施

取組6 広報に係る人的な面での機能の向上(課題7、8、9、10、11に対応)

・広報官の対応能力向上(メディアトレーニング)
・広報官を支える人的サポートの充実
・外部専門家の活用

35

7. 事故時における広聴・広報活動のあり方

2. 広聴・広報機能に関する取組

取組7 広報に係るマニュアル整備(課題10、11に対応)

取組8 特徴を踏まえた広聴・広報ツールの改善・整備(課題12に対応)

取組9 広聴機能の向上(課題11、13に対応)

- ・コールセンターの機能強化(国民の情報ニーズ分析と応答結果のデータベース化)
- ・地方支分部局を活用した立地地域以外の情報ニーズ把握
- ・諸外国とのコミュニケーション促進

取組10 災害時に備えた報道関係者との認識共有(課題13に対応)

- ・平時からの報道関係者への説明会・見学会(防災の仕組みやERC施設等)

36

7. 事故時における広聴・広報活動のあり方

3. 関係機関との情報共有に関する取組

関係機関が各々の役割を果たしつつ連携して対応するためには、役割分担を明確化した上で、各機関が自らの役割を具体的な形で理解し、活動に取り組むことが前提となる。

そのため、関係者間で共通のマニュアル整備を行うなど、関係機関との情報共有を円滑化するための環境整備を行うことが必要である。

取組11 関係機関との役割分担の明確化(課題14に対応)

- ・関係機関(官邸含む)との役割分担の検討
- ・原災本部事務局(東京)と同現地対策本部との情報共有のあり方検討

取組12 事業者等からの一次情報に係る関係機関との共有の円滑化
(マニュアル化等)(課題14に対応)

取組13 内閣広報室及び外務省との連携による国際広報機能の充実(課題14に対応)

37

7. 事故時における広聴・広報活動のあり方

4. 防災対応としての取組

防災に関する対応については、別途次のような視点で検討が行われているところ、検討結果の着実な実施が求められる。

(検討事項の一部)

- ・事業者との情報共有推進
- ・官邸を含めた関係機関における情報共有の推進
- ・事業者や関係機関との情報共有の基盤となるインフラの強化

< 指摘 >

1. 対応能力が見えないように見える 要因分析

- (1) 災害対応能力が不十分
 - ・東電からの情報を右から左にながすがすがであった
 - ・技術的専門能力に疑問を持たれた。
- (2) 広報能力が不十分
 - ・今回の事故後のプリーフィングはネットやテレビで生中継されたが、一般の人にとっては使われた専門用語が非常にわかりにくかったと思う。

2. 積極的に情報提供しようとする姿勢が見られない 要因分析

- (1) 情報提供が遅い
 - ・爆発事象に関する情報、SPEED情報、モニタリング情報、海洋放出実施に関する情報の提供や公開が遅かった。
- (2) 情報を隠しているように見える
 - ・不確かな情報を、一般に推測できそうなものに説明しないのは隠べいと受けとめられてしまう。不確かな情報は条件を付けて伝えるべき。

3. 情報ニーズへの対応が不十分 要因分析

- (1) 情報ニーズへの対応が不十分
 - ・広報の前提として必要な情報ニーズの把握が不十分だった。
- (2) 情報コンテンツに関するニーズへの対応が不十分
 - ・今後の可能性や見通しなどの情報が積極的に発信されなかった。
- (3) 情報提供手段に関するニーズへの対応が不十分
 - ・テレビのテロップ表示、ネットメディア、ソーシャルメディアなど、災害時に有効に機能し得る多様な広報手段を活用できていない。

4. 対応体制がわかりにくい 要因分析

- ・官邸、保安院、東電の発表内容が異なっているという印象がある。

< 課題 >

※指摘事項を要因分析した上で課題を整理

1. 事故対応に関する課題

- 課題1 情報入手の問題
 - ・自ら一次情報を入力しようとする意識が欠けていた。
- 課題2 情報分析評価の問題
 - ・事故の進展予測、今後の見通しを示すことができなかった。
- 課題3 分析評価結果の信頼性の問題
 - ・保安院による評価を第三者的に確認する機能がなかった。

2. 広聴・広報機能に関する課題

- 課題4 広報戦略が不明確
 - ・広報に対する組織及び個々の職員の認識不足
- 課題5 意思決定の場と広報の場の連携不足
 - ・官邸と保安院の間の情報量にギャップがあった。
- 課題6 官邸等関係機関との間の連携不足
 - ・官邸等の広報と保安院との役割分担及び責任が不明確
- 課題7 広報官に関する問題
 - ・広報官の研修・訓練の不足
- 課題8 広報官を支える機能の問題
 - ・広報を担当する職員(広報班)の人数が不足。
- 課題9 国際対応の人的リソースの不足
 - ・事故に係る公表資料を翻訳する人的リソースが不足。
- 課題10 不確かな情報の扱いの問題
 - ・正確性を重視したため、不確かな情報の提供が遅れた。
- 課題11 分かりやすさの問題
 - ・プリーフィングはライブ映像を通じて国民に直接、より分かりやすく伝えることが必要だったが、十分にできなかった。
- 課題12 広聴・広報ツールの活用が不十分
 - ・ツイッター等の双方向の新しい広報ツールへの対応が遅れた。
- 課題13 ステークホルダーとのコミュニケーションの不足
 - ・報道関係者等に対し防災対応の仕組み等について平常時からあらかじめ十分な情報提供ができていなかった。

3. 関係機関との情報共有に関する課題

- 課題14 関係機関との連携不足
 - ・政府の各機関、事業者、地元自治体等の連携不足により、緊急時広報の原則である「One Voice」の広報ができなかった。

4. 防災対応としての課題

- 課題15 想定を超える事象の発生に備えた対応能力の不足(ソフト、ハード)

< 取組の方向性 >

1. 事故対応に関する取組

- 取組1 職員各個人の技術的専門能力・対応能力の向上
 - ・技術的専門性を有する職員の育成・確保
- 取組2 組織としての技術的対応能力の向上
 - ・より実践的な計画の策定と訓練の実施
- 取組3 外部機関の活用による技術的対応能力等の向上
 - ・専門的技術支援機関であるJNIESなど、外部機関の活用

2. 広聴・広報機能に関する取組

- 取組4 意思決定と広報機能の一体化
 - ・意思決定と広報機能との間で情報を共有し、広報を迅速化
- 取組5 組織全体の広聴・広報の意識の向上
 - ・全職員を対象とした広聴・広報に係る研修・訓練の実施
- 取組6 広報に係る人的な面での機能の向上
 - ・広報官用の研修プログラムの充実と実践的な訓練の実施
- 取組7 広報に係るマニュアル整備
 - ・緊急時に広報する内容、手順、手段のマニュアルを整備
- 取組8 特徴を踏まえた広聴・広報ツールの改善・整備
 - ・緊急時情報の提供に特化するため、モバイル保安院を活用した情報配信の再検討
- 取組9 プリーフィングの動画配信(アーカイブ化)と議事録の公開
 - ・コールセンター機能の強化
- 取組10 災害時に備えた報道関係者との認識共有
 - ・平時から報道関係者に防災の仕組みについて説明する他、ERC等施設・設備の見学会を開催。

3. 関係機関との情報共有に関する取組

- 取組11 関係機関との役割分担の明確化
 - ・官邸を含めた関係機関との情報共有のあり方
- 取組12 事業者等から得られた情報を関係機関と共有しやすくするための環境整備
 - ・内閣広報室及び外務省と連携して国際広報を実施する機能の充実

4. 防災としての取組

- 防災対応として別途整理(検討事項の一部)
 - ・事業者との情報共有の推進
 - ・官邸を含めた関係機関における情報共有の推進
 - ・事業者や関係機関との情報共有の基盤となるインフラ強化

平成24年4月27日
原子力安全・保安院「東京電力株式会社福島第一原子力発電所免震重要棟の一部を
非管理区域として運用することについて」を評価しました

原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、平成24年4月26日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）より東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において、発電所免震重要棟の一部を非管理区域化し、管理区域と同等の管理を要しないエリアを設けることに関する報告書を受領しました。（平成24年4月26日お知らせ済み）

当該報告書について保安院は、現地の保安検査官による立ち会いを含め、確認したところ、発電所免震重要棟における非管理区域が求められる非管理区域の基準を満たしていること、また、非管理区域化された免震重要棟内において、作業員が作業できる環境であると評価します。

なお、平成23年5月2日に東京電力からの報告※における放射線管理体制の検証を踏まえた対策の管理区域の運用を変更するものです。

※「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」の提出について

1. 経緯

保安院は、平成23年4月27日、東京電力より、発電所において東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた女性職員について、原子炉等規制法に定める線量限度（5mSv/3ヶ月）を超えている報告を受け、東京電力に対し、再発防止対策の策定並びに同発電所における放射線管理体制の検証を踏まえた対策の策定を行い、平成23年5月2日までに保安院に報告することを指示し、当該報告書が提出されました。（平成23年4月27日、5月2日お知らせ済み）

平成23年5月25日、保安院は、上記報告書に含まれた発電所構内全体を管理区域と同等の管理をする運用を妥当と評価しました。（平成23年5月25日お知らせ済み）

昨日、東京電力から平成23年5月2日の報告内容の変更となる同発電所免震重要棟の一部を非管理区域化し、管理区域と同等の管理を要しないエリアを設けることに係る報告書の提出を受け、本日、保安院は、報告書の内容を確認し評価を行いました。

なお、作業員の放射線管理については、事故収束の進展を受け、厚生労働大臣及び経済産業大臣により、平成23年12月16日に緊急作業における被ばく限度を250mSvとしていた特例省令、告示を廃止し、従来の100mSvとしました。これに伴う経過措置として、平成24年4月30日までは、既に100mSvを超える被ばくをしている作業員（経過措置対象者）については引き続き250mSvを上限として管理していますが、平成24年5月1日からは、100mSv/5年の線量限度が全ての作業員に適用されることとなります。

※1「管理区域」：放射線レベルが法令で定める基準を超える区域

（空間線量率 2.6μSv/h、空气中濃度 3×10^{-4} Bq/cm³、表面汚染密度 4Bq/cm²）

2. 保安院の評価

保安院は、東京電力からの報告内容（報告概要は別紙をご覧ください）について、現地の保安検査官による立ち会いを含め、内容を確認したところ、同発電所免震重要棟における非管理区域は求められる基準を満たしており、また、同区域の設定に伴い作業員の実施する作業等に支障がない環境であると評価します。

(1) 免震重要棟の非管理区域化について

①非管理区域の設定基準（空間線量率、空气中濃度、表面汚染密度）についてそれぞれ基準を下回るように低く達成できていること

②ゲートモニタを設置し出入管理ができること

③緊急時のマスク着用等に係る体制を構築し、不測の事態へ対応ができること

以上の点について、現地の保安検査官により、空間線量率、空气中濃度、表面汚染密度（平成24年4月26日時点）について基準を満たしていること、管理区域の境界が明確に規定され、ゲートモニタにより出入管理が一カ所で集約されていること、また、不測の事態への対応について、体制、手順が構築されていることなどが確認されたことから、運用を変更しても問題がないと判断します。

(2) 放射線業務従事者以外の免震重要棟における事故収束作業への従事について

非管理区域化された免震重要棟内における作業で受ける線量及び移動時に通過する管理区域と同等の管理を要するエリアでの線量レベルが、管理区域を設けて管理をする線量レベル（1.3mSv/3ヶ月）と比較して十分低く管理されていることから、運用の変更は妥当であると判断します。

なお、非管理区域化された免震重要棟内での事故収束に係る作業等への従事の妥当性については、厚生労働省においても確認しています。

3. 保安院の対応

保安院は、免震重要棟内の一部を非管理区域として運用することについては妥当と判断しますが、事故収束作業に携わる作業員の線量低減は優先して取り組むべき課題であり、その拠点である免震重要棟については、全体の非管理区域化が速やかに実施されるべきであることから、保安院は、東京電力に対してその取り組みについて強く求めました。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：今里、米山、館内、岩永

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

東京電力の報告の概要

(1) 免震重要棟の非管理区域化について

- ①免震重要棟の天井、床及び窓部等の遮蔽、汚染物質が付着した屋根やフィルター、空調設備等の除染等を行うことにより、線量低減に努め、線量レベルが管理区域の設定基準を下回るようになった。

| 項目 | 基準値 | 平成24年4月9日現在 |
|--------------|---------------------------------------|------------------|
| 空間線量率 | 2.6 μ Sv/h | → 0.7 μ Sv/h |
| 空気中濃度(3ヶ月平均) | 3×10^{-4} Bq/cm ³ | → ND(検出限界未満) |
| 表面密度限度 | 4 Bq/cm ² | → ND(検出限界未満) |

- ②免震重要棟内の非管理区域を明確に区画すると共に、ゲートモニタを設置し、出入管理できるようになった。
- ③不測の事態による放射線量の急激な変化については、ガス監視システムによる希ガス及びモニタリングポスト等による連続監視が可能となっており、早期に検知の上、迅速に緊急対策本部長によりマスク着用の指示等が可能となった。
- 以上により、免震重要棟における非管理区域化の運用が可能であると判断する。

(2) 放射線業務従事者以外の免震重要棟における事故収束作業への従事について

東京電力は、免震重要棟の線量低減作業の結果、非管理区域化できるとして、事故収束の活動に必要な人材など、放射線業務従事者以外の事故収束作業の関係者及び既に100 mSvを超える被ばくをしている作業員(経過措置対象者)の一部について、免震重要棟内の非管理区域において、引続き必要な執務作業等に従事できるか評価しています。具体的には以下のとおり。

- 非管理区域化された免震重要棟で勤務する場合の線量としては、発電所正門から免震重要棟への移動線量(一部、管理対象区域を経由)が3ヶ月毎日の勤務で、0.41 mSv/3ヶ月^{※2}。免震重要棟内の滞在線量については、上記と同様の勤務で、0.35 mSv/3ヶ月^{※3}。よって免震重要棟での業務に伴う線量は、移動線量に滞在線量を加えると、0.76 mSv/3ヶ月^{※4}となり、管理区域を設ける必要のある線量1.3 mSv/3ヶ月(2.6 μ Sv/h)に比べて低く管理できるようになったことから、従事は可能と評価します。なお、東京電力においては、今回、非管理区域化した場所に加え、免震重要棟における除染や線量低減化作業を継続的に実施し、全体を非管理区域化する予定としています。

※2: 発電所正門から免震重要棟への移動時に管理対象区域を経由するため、その移動に伴う線量は0.004 mSv/回(往復)及び待ち時間に伴う線量0.0025 mSv/回であり、年間250日間のうち、四半期(3ヶ月)として評価すると、移動線量(移動に伴う線量+待ち時間に伴う線量)については、(0.004 mSv/回(往復)+0.0025 mSv/回)×250日÷4(3ヶ月)=0.41 mSv/3ヶ月

※3: 免震重要棟内の滞在線量については、0.7 μ Sv/時間×2000時間(年間労働時間)÷4(3ヶ月)=0.35 mSv/3ヶ月

※4: 免震重要棟での業務に伴う線量は、移動線量+滞在線量=0.41 mSv/3ヶ月+0.35 mSv/3ヶ月=0.76 mSv/3ヶ月

平成24年5月2日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における蒸発濃縮装置からの放射性物質を含む水の漏えいに係る報告に対して評価しました

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、平成23年12月4日及び13日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の蒸発濃縮装置から放射性物質を含む水の漏えい等について、原因究明及び再発防止対策の実施、周辺環境への影響評価等について指示していましたが、4月13日、東京電力から未報告であった周辺環境への影響評価について報告を受けました。（4月13日お知らせ済み）

原子力安全・保安院は、本日（2日）、報告の内容について、別添のとおり評価しましたのでお知らせします。

1. 経緯

原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、平成23年12月4日に発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の蒸発濃縮装置から放射性物質を含む水の漏えいについて、東京電力に対し、漏えい範囲や漏えい量、原因と対策についての報告を求め、12月8日に報告書を受領しました。

保安院では、当該報告書の内容について、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る意見聴取会（平成23年12月9日開催）」の専門家の意見を踏まえて検討し評価を取りまとめ、漏えい防止対策の一層の充実を図る観点等から、12月12日、東京電力に対し中長期的な対応を追加で指示しました。

しかしながら、その後も、蒸発濃縮装置からの漏えいが発生したことから、12月13日、保安院は東京電力に対して嚴重注意を行うとともに、蒸発濃縮装置から放射性物質を含む水の漏えいを発生させないように、一部の蒸発濃縮装置の使用を停止し、残留している放射性物質を含む水を抜き取り、タンクへ移送すること等をさらに追加で指示しました。

平成24年1月31日に、周辺環境への影響評価を除くこれまでの対応状況について東京電力から報告書を受領し、2月9日にその内容を保安院として概ね適切と評価しました。

その後、4月13日、東京電力から未報告であった周辺環境への影響評価について報告を受けました。

(平成23年12月5日、8日、12日、13日、平成24年1月31日、2月9日、4月13日お知らせ済み)

2. 報告書の概要

- ・海洋モニタリングを福島第一原子力発電所周辺海域の10地点で実施した結果、漏えい後6日くらいまでは、発電所の近傍にて、今回の海洋流出の影響と思われる高い放射性物質濃度が確認されたが、その他の地点ではこうした影響は確認されなかった。
- ・したがって、今般の漏えいに係る海洋への影響は、発電所の近傍の限定的な範囲にとどまっており、漏えいから20日後の12月24日には、発電所近傍でも漏えい前とほぼ同じ濃度まで低下。

3. 原子力安全・保安院の評価

- ・モニタリング手法については、漏えい水の性状を踏まえた分析を行うとともに、広域にわたり海水サンプリングをしており、概ね適切であると評価します。
- ・福島第二原子力発電所沖合において、漏えいの影響を疑わせる挙動がみられるものの、海水中の放射性物質の濃度上昇は、総じて、福島第一原子力発電所付近のみで確認されています。福島第一原子力発電所南放水口付近で検出されたストロンチウム90の濃度は法令で定める濃度限度を上回っていることから、海洋では一定の影響があったと考えられます。そのため、再発防止対策を徹底し、海洋への放射性物質の流出防止に万全を期すことが極めて重要であると考えます。
- ・事象発生から影響評価の結果を得るまで相当の期間(約4ヶ月)を要しており、今後は、測定に時間を要するストロンチウム等の β 核種を中心とした放射性物質の漏えいに備え、効率的かつ効果的なモニタリング手法を確立しておくことが必要と考えます。

4. 今後の対応

保安院としては、平成24年1月31日に東京電力より報告のあった再発防止対策が適切に実施されているかどうかについて、蒸発濃縮装置の再稼働に際し、現地保安検査官が事前確認を行う予定です。

別添:「東京電力福島第一原子力発電所における蒸発濃縮装置からの放射性物質を含む水の漏えいに係る報告に対する評価について」(原子力安全・保安院)

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 大村 哲臣

担当者：青木、片岸

電 話：03-3501-1511 (内線4871)

03-3501-9547 (直通)

原子力安全・保安院 原子力事故故障対策・防災広報室長 古金谷 敏之

担当者：高須、照井

電 話：03-3501-1511 (内線4911)

03-3501-1637 (直通)

東京電力福島第一原子力発電所における蒸発濃縮装置からの放射性物質を含む
水の漏えいに係る報告に対する評価について
～海洋への影響評価に係る追加報告～

平成 24 年 5 月 2 日
原子力安全・保安院

1. 事象概要及びこれまでの経緯

- 平成 23 年 12 月 4 日、福島第一原子力発電所の蒸発濃縮装置からストロンチウム等のベータ核種を多く含む汚染水が漏えいし、その一部（約 240L）は屋外に漏えいし、排水溝を経由して海へ約 150L 流出した。
- 12 月 5 日、東京電力に対し、漏えい状況と対策について速やかに報告するよう指示。（平成 23 年 12 月 8 日報告受領済）。更に、12 月 12 日には、中長期的な対応を図るため、信頼性の高い漏えい防止措置、漏えい監視強化、海洋への影響評価等の実施を指示。
- 平成 24 年 1 月 31 日に海洋への影響評価を除く内容について報告を受領し、2 月 9 日にはその内容を保安院として概ね適切と評価。
- 平成 24 年 4 月 13 日、未報告の海洋への影響評価に係る内容について報告書の提出があった。

2. 報告書の概要

- 漏えいした放射性物質による海洋への影響を確認するため、海洋モニタリングを福島第一原子力発電所周辺海域の 10 地点で実施。
- その結果、漏えい後 6 日くらいまでは、発電所の近傍（福島第一原子力発電所北放水口及び南放水口の 2 地点）にて、今回の海洋流出の影響と思われる高い放射性物質濃度が確認されたが、その他の地点ではこうした影響は確認されなかった。（別紙参照）
- したがって、今回の漏えいに係る海洋への影響は、発電所の近傍の限定的な範囲にとどまっている。なお、漏えいから 20 日後の 12 月 24 日には、発電所近傍でも漏えい前とほぼ同じ濃度まで低下。

3. 保安院の評価（海洋への影響評価について）

- 今回の漏えい事象に係る東京電力が実施したモニタリングについては、漏えい水の性状を踏まえ、ヨウ素、セシウムに加え、全 β 放射能及びストロンチウムを中心とした分析を行うとともに、海水サンプリングの範囲が福島第一原子力発電所から 20km 圏であり、有意な濃度上昇が確認されなかった場所を含め広域に及んでいることから、その手法は概ね適切であったと評価する。

- 今回の漏えい事象にかかる東京電力のモニタリング結果は、福島第二原子力発電所沖合 3km の地点において、漏えいによる影響と思われる挙動が観測されたものの、海水中の放射性物質の濃度上昇は、総じて、福島第一原子力発電所付近のみで確認されている。今回海洋へ流出した放射性物質の量は 2.4×10^{10} Bq(核種 ; Cs-134,Cs-137, Sr-89,Sr90)と推定され、昨年 4 及び 5 月に流出した量*に比べると少ないが、福島第一原子力発電所南放水口付近で検出されたストロンチウム 90 は、法令で定める濃度限度 30Bq/L を上回る 400Bq/L であることから、海洋では一定の影響があったと考えられる。したがって、1月31日に報告された再発防止対策を徹底し、海洋への放射性物質の流出防止に万全を期すことが極めて重要である。

※ 2号機における高濃度汚染水の漏えい : 約 4.7×10^{15} Bq (核種 ; I-131,Cs-134,Cs-137)
(4月1日~4月6日)

3号機における高濃度汚染水の漏えい : 約 2.0×10^{15} Bq (核種 ; I-131,Cs-134,Cs-137)
(5月10日~5月11日)

集中廃棄物処理施設内部汚染水及び : 約 1.5×10^{14} Bq (核種 ; I-131,Cs-134,Cs-137)
5,6号機サブドレン水の放出
(4月4日~4月10日)

- なお、漏えいに係る環境への影響については、その状況に応じ所要の措置を講じる必要があるため速やかに報告されるべきであるが、今回の場合、ストロンチウムの測定に時間がかかり、事象発生から影響評価の結果を得るまで相当の期間(約4ヶ月)を要した。今後は、測定に時間を要するストロンチウム等のβ核種を中心とした放射性物質の漏えいに備え、全β放射能の測定結果からストロンチウムの濃度を概算するなど、効率的かつ効果的なモニタリング手法を確立しておく必要がある。

4. 今後の対応

今回の漏えい事象に係る原因と再発防止対策については、1月31日に東京電力より報告を受け、当院としてはその内容が概ね適切であると評価し、その旨を2月9日に公表している。蒸発濃縮装置 3A、3B 及び 3C の使用再開に当たっては、報告された再発防止対策が適切に実施されているかどうかについて、現地の保安検査官が事前確認していく。

(主な再発防止対策)

- 鋼製堰間の継ぎ目、鋼製堰とコンクリート製床面の隙間、コンクリート製床面の継ぎ目の点検・補修
- コンクリート製床面の防水塗装
- 漏えい検知器や監視カメラの設置



図2-3 海洋モニタリング結果総括図

東日本大震災の影響についてのプレス発表(前回以降5月9日10時00分まで)

柏崎刈羽原子力保安検査官事務所

| 番号 | 月日 | タイトル |
|------|----------------|--|
| 1~18 | 4月11日~ 5月8日 | 地震被害情報(第394~410報)及び現地モニタリング情報等 |
| 19 | 4月11日 | 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について(第42報)」報告書を受領しました |
| 20 | 4月13日 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における蒸発濃縮装置からの放射性物質を含む水の漏えいを踏まえた対応について報告を受けました |
| 21 | 4月13日 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から福島第二原子力発電所への試験用水の運搬に係る技術上の基準の不適合を踏まえた対応についての報告を受領しました |
| 22 | 4月17日 | 東京電力福島第一原子力発電所における淡水化装置濃縮水貯槽からの放射性物質を含む水の漏えいに係る報告に対して評価しました |
| 23 | 4月17日 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所のトレンチ内で発見された放射性物質を含む溜まり水の点検結果報告に対して評価しました |
| 24 | 4月18日 | 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について(第43報)」報告書並びに「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について(第41報)【修正版】及び(第42報)【修正版】」報告書を受領しました |
| 25 | 4月19日 | 「放射線影響等に関する電話相談窓口」への電話が繋がらない状態について |
| 26 | 4月19日 | 「放射線影響等に関する電話相談窓口」の復旧について |
| 27 | 4月19日 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の保安検査における保安規定違反に対する原因究明及び再発防止対策に係る報告を受けました |
| 28 | 4月23日 | 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による計算結果のメッシュデータ公表(平成23年11月18日発表「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の計算結果の公表について」のメッシュデータ公表) |
| 29 | 4月23日 | 東京電力株式会社「福島第一原子力発電所第1~4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に関する東京電力からの報告書(その2)及び(その3)」の変更を受領しました |
| 30 | 4月25日 | 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について(第44報)」報告書を受領しました |
| 31 | 4月26日 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所免震重要棟の一部を非管理区域として運用することについての報告書を受領しました |
| 32 | 4月26日 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る広聴・広報活動の課題と今後の取組をまとめました |
| 33 | 4月27日 | 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所免震重要棟の一部を非管理区域として運用することについて」を評価しました |

- 34 5月1日 東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～3号機の原子炉内温度計並びに原子炉格納容器内温度計の信頼性評価についての報告書(平成24年5月分)を受領しました
- 35 5月2日 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における蒸発濃縮装置からの放射性物質を含む水の漏えいに係る報告に対して評価しました
- 36 5月2日 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について(第45報)」報告書を受領しました

ホームページアドレス: http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake_index.html

平成24年5月8日
原子力安全・保安院

地震被害情報（5月8日14時00分現在）を更新しました
（第410報）

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所の状況は、以下のとおりです。

前回からの主な変更点は以下のとおり。

1. 原子力発電所関係
 - ・3号機タービン建屋地下の滞留水を雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送（5月5日9:46～5月8日9:42）
 - ・3号機タービン建屋地下の滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（5月8日9:56～）

<飲食物への指示>

○出荷制限の指示（5月7日）

- ・岩手県花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町において産出された露地栽培の原木シイタケ
- ・宮城県川崎町、大和町及び富谷町において産出された露地栽培の原木シイタケ
- ・宮城県登米市、栗原市において産出されたコシアブラ
- ・福島県須賀川市において産出されたタケノコ
- ・福島県田村市、古殿町において産出されたクサソテツ
- ・福島県郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町及び靖町において産出されたコシアブラ
- ・福島県郡山市、白河市、楢町、新地町において産出された野生のタラノメ（野生のものに限る。）
- ・栃木県日光市、大田原市において産出されたタケノコ
- ・栃木県鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市及び塩谷町において産出されたコシアブラ（野生のものに限る。）
- ・栃木県日光市、那須町において産出されたゼンマイ（野生のものに限る。）
- ・栃木県の一部地域※1で採捕されたウグイ（養殖を除く。）
- ・茨城県の一部地域※2で採捕されウナギ

（本発表資料のお問い合わせ）

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：佐藤、足立

電話：03-3501-1505

03-3501-5890

(本資料は、4月以降の情報を掲載しています。)

1 発電所の運転状況【自動停止号機数：1.0基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所 (福島県双葉郡大熊町及び双葉町)

(1) 運転状況

- 1号機 (46万kW) (自動停止)
- 2号機 (78万4千kW) (自動停止)
- 3号機 (78万4千kW) (自動停止)
- 4号機 (78万4千kW) (定検により停止中)
- 5号機 (78万4千kW) (定検により停止中、3月20日14:30冷温停止)
- 6号機 (110万kW) (定検により停止中、3月20日19:27冷温停止)

(2) モニタリングの状況

東京電力 HP (<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/index-j.html>) 参照

(3) 主なプラントパラメータ

東京電力 HP (<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/index-j.html>) 参照

(4) 各プラント等の状況

<1号機関係>

- ・1号機タービン建屋地下の滞留水を2号機タービン建屋地下へ移送 (4月7日9:31~4月8日9:18、4月27日14:49~4月29日9:05)

・1号機の温度計関連作業を実施していたところ、原子炉圧力容器底部温度計(130°方向)の信号が本来の記録計の入力位置に加え、他の温度計(15°方向)の入力位置に接続され、当該温度計(15°方向)の信号が除外されたことを確認。誤接続されたことについては現場の状況に関し、詳細確認を実施。他の箇所でも同様の事象が発生していないか調査を実施する予定。当該温度計は保安規定に定める監視対象計器であるが、当該温度計は過去に指示不良であることが確認されていることから、保安規定の監視対象計器から除外。なお、原子炉圧力容器温度は他の温度計で継続して監視中。

- ・窒素封入量が $0\text{Nm}^3/\text{h}$ であることを確認。(4月4日10:55頃)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日12:16)し、各号機へ窒素封入を再開(同日12:29)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)

・窒素封入量が $0\text{Nm}^3/\text{h}$ であることを確認。(4月7日17:00)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止(同日16:43)していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日17:43)し、各号機へ窒素封入を再開(同日17:56)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)

・原子炉圧力容器へ処理水を注水中 (5月8日14:00現在)

<2号機関係>

- ・タービン建屋地下の滞留水を難固体廃棄物減容処理建屋へ移送 (3月20日10:14~4月6日9:43、4月11日9:26~4月13日10:04、4月14日15:27~5月1日9:30、5月3日14:52~)
- ・タービン建屋地下の滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送 (4月6日10:08~4月9日9:29、4月13日10:29~4月14日15:04)
- ・トレンチ等の調査において $10^3\text{Bq}/\text{cm}^3$ オーダーの溜まり水が確認された2号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内の溜まり水を2号機タービン建屋地下へ移送 (2月20日10:11~17:11、2月21日9:50~15:34、2月22日9:43~15:58)

その後、ピット内の水位の上昇が再び確認されており、2月22日の移送終了後、水位上昇傾向(1日平均約0.15m)が見られ、3月6日現在O.P.約2.0mとなっており、移送前の水位でほぼ安定。

ピット内にコンクリートを充填するため、ピット内の滞留水の2号機タービン建屋への移送を実施(4月15日12:28~18:04、4月16日8:04~18:11、4月17日8:32~14:50、4月22日9:23~13:31)。

2号機ポンプ室循環水ポンプ吐出弁ピット内にコンクリートを充填する作業を完了(4月29日)

・2号機原子炉圧力容器温度監視温度計の1つについて、温度上昇率が大きいこと(瞬時に 6.1°C 上昇)を確認(4月14日21時頃)。温度計異常の可能性ありと判断したことから、当該温度計の直流抵抗測定を実施(同日22:36~22:57)。直流抵抗測定値(222.97 Ω)は定期検査時の直流抵抗平均値(300.47 Ω)の1.1倍を超過していないが、事故後における直流抵抗値の最小値(151.06 Ω)と比較して増加量が30%以上であることを確認し、また、温度トレンド評価において「正しい値を示していないと工学的に判断できない」と判断されたことから、当該温度計は「参考用に使用」(監視計器から除外)と判断した(4月15日0:20)。

- ・窒素封入量が $0\text{Nm}^3/\text{h}$ であることを確認。(4月4日10:55頃)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日12:16)し、各号機へ窒素封入を再開(同日12:29)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)

・窒素封入量が $0\text{Nm}^3/\text{h}$ であることを確認。(4月7日17:00)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止(同日16:43)していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日17:43)し、各号機へ窒素封入を再開(同日17:56)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び

- ・ 窒素封入量が $0 \text{ Nm}^3/\text{h}$ であることを確認。(4月7日 17:00)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止(同日 16:43)していることを確認。
- ・ 窒素供給装置の予備機を起動(同日 17:43)し、各号機へ窒素封入を再開(同日 17:56)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)
- ・ 使用済燃料プール塩分除去装置の本格運転を開始(4月11日 14:47)。
- ・ 原子炉圧力容器へ処理水を注水中(5月8日 14:00 現在)

<4号機関係>

- ・ 使用済燃料プールの一次冷却系循環ポンプ入口圧力低下に伴い、当該ポンプ入口ストレーナ清掃作業のため、当該ポンプを停止し使用済燃料プールの冷却を停止(4月4日 13:50~15:01、4月6日 13:14~15:28)(停止時水温 25°C 、起動時水温 25°C)
- ・ 4号機の使用済燃料プール冷却系において「熱交換機ユニット漏えい流量大」の警告が発生し、当該冷却系が停止(4月12日 14:44)。(現在のプールの温度は 28°C 、温度上昇率については $0.532^\circ\text{C}/\text{h}$ と評価している。)

現地調査の結果、当該冷却系にヒドラジンを注入する配管に設けられた逆止弁からヒドラジンの漏えいを確認(同日 15:04)したため、ヒドラジンの注入弁を閉止。漏えい量は約 0.02 リットル で、漏えいが停止したことを確認(同日 16:51)

また、4号機廃棄物処理建屋1階東側において、当該冷却系のフランジ部から冷却水が漏えいしていることを確認(同日 15:10)。当該フランジを増し締め(同日 15:55)し、漏えいは停止。漏えい量は約 40 リットル 。漏えい水のサンプリング結果は、 $\text{Cs-134}: 7.12 \times 10^3 \text{ Bq}/\text{cm}^3$ 、 $\text{Cs-137}: 1.05 \times 10^3 \text{ Bq}/\text{cm}^3$ 、 $\text{Mn-54}: 2.22 \times 10^3 \text{ Bq}/\text{cm}^3$ 、 $\text{Co-60}: 4.14 \times 10^3 \text{ Bq}/\text{cm}^3$ 。(2箇所以外の部分で漏えいがないことを確認しており、外部への放射能の影響はない。)

漏えいしたヒドラジン及び冷却水は建屋内に留まっており、外部への漏えいはない。
原因は、使用済燃料プール冷却系の停止後、ヒドラジンが継続注入されたことで、系統の一部が加圧状態になり、漏えいが発生したと推定。漏えいが発生した一次系のフランジパッキンを交換し、使用済燃料プール代替冷却系を再起動(4月13日 16:04)。その後、流量計の計装配管内に若干のエアの混入が見られたため、流量計のエアベンチを実施(同日 17:35~17:56)。その上で、通常流量に調整し、流量検出器も正常に動作していることを確認(同日 18:10)。(運転再開後のプール温度は約 35°C (停止時約 28°C))

- ・ 4号機使用済燃料プールについて、塩分除去装置の本格運転を開始(4月27日 16:03~)

- ・ 水素濃度に有意な変動はない。)
- ・ イオン交換装置による使用済燃料プールの塩分除去を開始(4月12日 10:06)
- ・ 2号機原子炉圧力容器温度監視温度計の1つについて、温度上昇率が大きいこと(瞬時に 6.1°C 上昇)を確認(4月14日 21時頃)。温度計異常の可能性ありと判断したことから、当該温度計の直流抵抗測定を実施(同日 22:36~22:57)。直流抵抗値が事故後に確認した直流抵抗値の最小値と比較して増加量が30%以上であることを確認し、また、温度トレンド評価において「正しい値を示していないと工学的に判断できない」と判断されたことから、当該温度計は「参考用に使用」(監視計器から除外)と判断された(4月15日 0:20)。
- ・ 2号機原子炉圧力容器温度監視温度計の1つについて、当該温度計の直流抵抗測定を行った結果、直流抵抗測定値 (304.16Ω) が定期検査時の直流抵抗平均値 (199.17Ω) と比較して1.1倍を超過していることを確認し、また、温度トレンド評価においても「正しい値を示していないと工学的に判断できない」と判断し、「故障」と扱い、当該温度計を参考温度計から除外(4月18日 17:00)。
- ・ 2号機原子炉格納容器の圧力が上昇傾向であることから、原子炉格納容器ガスマ管理システムの排気流量調整(約 $17 \text{ Nm}^3/\text{h}$ → 約 $38 \text{ Nm}^3/\text{h}$)を実施(4月24日 10:30~11:59)。
- ・ 原子炉圧力容器へ処理水を注水中(5月8日 14:00 現在)

<3号機関係>

- ・ タービン建屋地下の滞留水を維固体廃棄物減容処理建屋へ移送(4月3日 10:08~4月5日 14:54、4月10日 13:31~4月13日 11:04、4月13日 13:47~4月17日 8:44、4月20日 9:33~4月26日 7:31、4月29日 9:43~5月3日 14:35、5月5日 9:46~5月8日 9:42)
- ・ タービン建屋地下の滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送(3月30日 9:26~4月3日 9:50、5月8日 9:56~)
- ・ トレンチ等の調査において $10^3 \text{ Bq}/\text{cm}^3$ オーダーの溜まり水が確認された3号機ポンプ室循環水ポンプ吐弁ピット内の溜まり水を2号機タービン建屋地下へ移送(3月1日 8:26~15:18)
- ・ その後、ピット内の水位の上昇が再び確認されており、3月1日の移送終了後に約 0.2 m 上昇し、3月6日現在、 O.P. 約 2.9 m で安定している。現在、原因調査中。
- ・ 窒素封入量が $0 \text{ Nm}^3/\text{h}$ であることを確認。(4月4日 10:55頃)。現場確認の結果、圧縮機故障警報により窒素供給装置が停止していることを確認。窒素供給装置の予備機を起動(同日 12:16)し、各号機へ窒素封入を再開(同日 12:29)。(現在のところ原子炉格納容器内の温度、圧力等のパラメータ及び水素濃度に有意な変動はない。)

<5号機、6号機関係>

<その他>

- ・サイトハンカ建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送(4月10日9:30~16:52、4月18日9:25~15:45、4月28日7:24~13:17)
- ・凍結が原因と思われる水の漏えいを以下のとおり30箇所で見発見(1月28日~)。

- [1] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(B)付近からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル(周辺と同等のレベル))
漏えい量：約9リットル
- [2] 蒸気濃縮装置脱塩器付近の弁接続部からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル(周辺と同等のレベル))
漏えい量：約8リットル
- [3] 淡水化処理装置脱塩器脱液供給ポンプ付近のB系配管接続部からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線はバックグラウンドレベル(周辺と同等のレベル)、ベータ線は2.0mSv/h)
漏えい量：約0.5リットル
- [4] 原子炉循環冷却用の非常用高台炉注水ポンプ(C)付近からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル(周辺と同等のレベル))
漏えい量：約600リットル
- 海等への漏えいについて、漏えい発生箇所から下流側の排水路内水の全ベータ線核種分析の結果、漏えい水に比べて1万分の1オーダーの低さであることから、海洋への流出はない見込み。
- [5] 淡水化処理装置脱液供給ポンプのA系バイパスラインからの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線0.6 mSv/h、ベータ線35 mSv/h)
漏えい量：約10リットル
- [6] 3号機復水貯蔵タンクからの水を用いる2号機炉注水ポンプ付近からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル)
漏えい量：約4リットル
- [7] 3号機復水貯蔵タンクからの水を用いる3号機炉注水ポンプ付近からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル)

- 漏えい量：約4リットル
- [8] 蒸気濃縮装置脱塩器脱液移送ラインからの漏えい
漏えい水：蒸気濃縮装置で処理後の凝縮水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル)
漏えい量：約0.5リットル
- [9] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(A)の配管フランジ部からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル)
漏えい量：約10ミリリットル(現在、漏えいは停止。)
核種分析の結果 I-131：検出限界値未満、Cs-134： 4.3×10^{-2} Bq/cm²、Cs-137： 5.4×10^{-2} Bq/cm²)
- [10] 6号機循環冷却用のモータ冷却水ラインからの漏えい
漏えい水：純水(非汚染水)
漏えい量：約7000リットル
- [11] 3号機使用済燃料プールろ過水ヘッドラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水(非汚染水)
漏えい量：約50リットル
- [12] 4号機使用済燃料プール代替冷却の2次系エアフィンクーラからの漏えい
漏えい水：ろ過水(非汚染水)
漏えい量：約40リットル
- [13] 蒸気濃縮装置ボイラB系からの漏えい
漏えい水：ろ過水(非汚染水)
漏えい量：C系[14]と合わせて約25リットル
- [14] 蒸気濃縮装置ボイラC系からの漏えい
漏えい水：ろ過水(非汚染水)
漏えい量：B系[13]と合わせて約25リットル
- [15] 使用済燃料プール冷却装置送水ヘッドからの漏えい
漏えい水：ろ過水(非汚染水)
漏えい量：約9リットル
- [16] 蒸気濃縮装置給水タンクろ過水供給ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水(非汚染水)
漏えい量：約18リットル
- [17] 純水装置ろ過水配管からの漏えい
漏えい水：ろ過水(非汚染水)
漏えい量：約1リットル
- [18] 純水装置再生水ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水(非汚染水)

- 漏えい量：約9リットル
- [19] 蒸発濃縮装置3Bシーリング水冷却器出口ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：約30リットル
- [20] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(B)入口ろ過水用配管付近からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：確認中
- [21] 蒸発濃縮装置3Aシーリング水冷却器出口ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：確認中
- [22] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(C)入口ろ過水用配管付近の弁の損傷
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：当該部表面の水が凍結しており、31日朝の時点で漏えいは確認されていない
- [23] 蒸発濃縮装置ボイラ系からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約20リットル
- [24] No.2ろ過水タンクに接続された弁付近からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約20リットル
- [25] 純水タンク脇炉注水ポンプ(2号電動ポンプ)からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約10リットル
- [26] ろ過水を純水化する水処理建屋内の配管フランジ部からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約0.25リットル
- [27] ろ過水を純水化する水処理建屋内のドレン弁からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約0.25リットル
- [28] 純水移送ラインの配管フランジ部からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：確認中
- [29] 4号機使用済燃料プール代替冷却の2次系エアフィンクーラからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約1リットル
- [30] 使用済燃料プールの水張りラインの送水ヘッダ予備弁のフランジ部からの漏えい
- らの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約20リットル
なお、近傍の側溝からの流出防止のため、土嚢の設置を完了。漏えい水の海への流出はない。
- ・集中廃棄物処理施設と雑固体廃棄物減容処理建屋の間にあるトレンチ（共用プールダクト）のたまり水について、水位が上昇してきたことから、雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送を実施（3月14日15:35～3月15日8:20、4月25日15:08～4月26日7:38）。
 - ・淡水化装置（逆浸透膜式）から濃縮水を濃縮水貯槽に送る配管（耐圧ホース）より漏えいを確認（3月26日8:30頃）。東京電力によると漏れた水の一部は排水溝へ流れ込んでおり、現在、発電所敷地外への放出の有無について確認中。淡水化装置（逆浸透膜式）を停止し、水の漏えいはほぼ停止（同日9:00頃）。本事業に関連し、セシウム吸着装置（3月26日17:00）及び第二セシウム吸着装置（3月26日17:29）を停止。
- その後、現場を詳細に確認したところ、漏れた水の一部が、付近の一般排水用の排水溝に流れ込んでいることが確認されたため、漏れた水、排水溝内の水（上流側および下流側）、1～4号機側放水口から南側に約300m離れた一般排水用の排水溝出口付近の海水及び淡水化装置濃縮水について、サンプリングを実施。分析結果及び現場状況より、一般排水用の排水溝出口から放射線物質を含む水が海に流出したものと判断。調査の結果、東京電力では、漏えいは排水溝を跨いでいる箇所においてホースを繋いでいるフランジからホースが外れたことにより発生し総漏えい量は約120t、排水溝へ流出した量は最大で約80リットルと推定。漏えい箇所周辺に滞留していた水について、タンクへの移送を実施。
- 本事業に関して、以下の対策を実施。
- ・漏えいが発生した当該ホースの交換（3月26日）
 - ・排水溝を跨いでいる他のホース（10本）について、フランジの有無及び漏えいの有無を確認
 - ・排水溝跨ぎ部周辺への土嚢、鉄板の追設
- 上記の漏えいによる係る応急対策が終了したことから、第二セシウム吸着装置を起動（3月28日9:10）し、定常流量（40.0m³/h）に到達（同日9:20）。また、淡水化装置（逆浸透膜式）2系統をそれぞれ起動（同日12:07、12:13）。その後、セシウム吸着装置を起動し、定常流量（19.1m³/h）に到達（同日14:32）その後、排水路内を流れている水のサンプリング結果、排水路内の土砂等に放射性物質が付着している可能性があることから、排水路内の清掃を実施（3月27日～30日）。3月31日に排水路内の水をサンプリングした結果、γ核種と全β放射能を検出したが、排水路内に残留した放射性物質が検出されたものと推定。また、3月28日から4月1日までの南放水口付近のサンプリング

結果、3月31日に全β放射能を検出しているが、排水路内に残留した放射性物質が雨によって流されたものと推定。なお、放射性物質が検出されたことから現場状況を確認し新たな漏えいがないことを確認(4月1日)。

・第二セシウム吸着装置が自動停止(4月5日1:05頃)。原因調査の結果、操作パネルに運転員が誤って接触したことによるものと判明。再発防止対策として、保護カバーの設置等を実施。なお、停止時の現場確認では漏えい等の異常はない。

・淡水化装置(逆浸透膜式)の濃縮水移送ラインの流量が上昇したため、同装置を手動停止(4月5日1:10)。配管からの漏えいの可能性があることから、前後の弁を閉止。現場を確認したところ、配管近傍に漏えい水を確認。漏えいは停止。漏えい箇所は淡水化装置から濃縮水を濃縮水貯槽に送る配管であることを確認。

状況の確認の結果、濃縮水移送ラインの流量が増加(約50t/h→約70t/h)(4月5日0:06~0:13)し、濃縮水供給ポンプが自動停止(同日0:13)しており、その後、濃縮水供給ポンプの起動・停止操作(運転時間は約3分間)を3回実施(同日0:52~1:00)していたことを確認。系外への漏えい量は約12m³と推定。現場状況から、最大12m³の水がU字溝及び排水溝を経由して、海に流出した可能性があることを推定。

漏えい水、排水溝内の水(下流側)、排水溝出口付近の海水についてサンプリング結果は以下のとおり。

漏えい水(Cエリアたまり水)

Cs-134: 6.9×10⁸Bq/cm³, Cs-137: 9.8×10⁸Bq/cm³

全β: 1.3×10⁸Bq/cm³

排水路下流側 Cs-134: 1.3×10⁸Bq/cm³, Cs-137: 1.9×10⁸Bq/cm³

全β: 3.3×10⁸Bq/cm³

排水路下流堰② Cs-134: 2.7×10⁸Bq/cm³, Cs-137: 3.6×10⁸Bq/cm³

全β: 5.6×10⁸Bq/cm³

排水路下流堰③ Cs-134: 6.0×10⁸Bq/cm³, Cs-137: 5.6×10⁸Bq/cm³

全β: 2.6×10⁸Bq/cm³

南放水口 Cs-134: 検出限界値未満, Cs-137: 検出限界値未満

全β: 検出限界値未満

漏えいした配管については、濃縮水供給ポンプ出口から濃縮水貯槽間のホースをポリエチレン管に交換。その後、淡水化装置を起動し廃液淡水化装置供給タンク内の水を処理して淡水を生成(4月8日9:50~21:43)。それに伴って発生する淡水化装置濃縮水は、交換したポリエチレン管を通じて濃縮水貯槽に貯水。

本事象に関して、以下の応急対策を実施。

・漏えい箇所への吸水材の設置、U字溝と一般排水口の接続部への土のう設置

・排水路内に溜まった漏えい水の回収及び排水路洗浄と洗浄水の回収
 ・漏えい拡大防止策として、サブレシジョンプール水サージタンク(B)から淡水化装置へ移送する配管に対する土のうの設置(排水路、マンホール付近等)

・濃縮水供給ポンプ出口から濃縮水貯槽間のホースをポリエチレン管に交換。

上記の応急対策が完了したことから、淡水化装置(逆浸透膜式)を起動(4月9日21:52)。その後、第二セシウム吸着装置も起動(4月10日9:48)し、定常流量(40.0m³/h)に到達(同日9:50)

・2号機原子炉建屋と3号機原子炉建屋間の道路で、3号機原子炉建屋上部のガレキ撤去工事に使用する重機から燃料(軽油)が当該車両の下部にある鉄板に約1.5m×1mにわたって漏れていることを確認(4月12日12:20頃)し、消防へ通報(同日12:40頃)。(外部への放射能の影響はない。)現場確認の結果、重機の燃料供給ラインにある燃料油フィルタ破損により燃料油が滴下していることを確認。漏えい箇所油吸着マット及び受け缶を設置した。油の滴下は停止。(消防本部及び富岡消防署による現場確認の結果、事故ではないとの判断。)

・定例のプラントデータ確認において、1~3号機の窒素ガス封入量及び圧力が低下していることを確認(4月13日1:00頃)。このため、現場を確認したところ、1時04分に「圧縮機故障」警報により窒素供給装置(窒素ガス分離装置(B))が停止していることを確認(同日1:30)。

その後、高台窒素ガス分離装置を起動(同日3:10)し、各号機への窒素ガス封入を開始(同日3:46)。また、停止していた窒素ガス分離装置(B)についても再起動(同日4:04)し、窒素ガス封入を再開(同日4:20)。

窒素ガス分離装置(B)と高台窒素ガス分離装置を並列運転した状態で、装置の健全性を確認していたが、要因と考えられる吸い込みフィルタ養生を取り外した後、窒素分離装置、圧縮機の異音、漏えいを確認して異常がないことから高台窒素ガス分離装置を停止(同日9:25)。その後も窒素ガス分離装置(B)の運転状態に異常がないことから、窒素ガス分離装置(B)による窒素封入を継続。

・淡水化装置(逆浸透膜式)において水の漏えいを確認(4月27日9:17頃)。その後、同装置を停止(同日9:30)。漏えいが発生した現場は堰内であり、漏えい水の海洋等への放出はない。床面への滴下量は約18リットルであり、現在、漏えい箇所をビニール袋で養生して滴下を防止。

漏えい水の表面線量率は、β線が7mSv/h、γ線が1mSv/h程度。

現場確認したところ、淡水化処理装置入口側配管の継ぎ手部より漏えいしていることを確認。漏えい箇所周辺の弁の閉操作により漏えいは停止(同日10:19)。漏えい水の分析結果は、以下のとおり。

I-131 検出限界値未満(<3.19×10⁻¹Bq/cm³)

じた旨の報告（別添）「福島第一原子力発電所2号機の格納容器からのX線135の検出について（平成23年11月4日付）」修正版）を東京電力から受理した。

【4月5日】

・原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、平成24年1月10日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽から放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明及び再発防止対策の実施等について指示。その後、2月3日に他の淡水化装置濃縮水貯槽から放射性物質を含む水が漏えいしたとの報告を受け、淡水化装置濃縮水貯槽からの漏洩防止への対応に万全を期すため、原因と対策及び放射性物質を含む水を保管している屋外の貯槽について点検すること等を指示し、2月8日に放射性物質を含む水を保管している屋外貯槽の点検結果についての報告を受理。（1月10日、2月3日、2月8日お知らせ済み）

本日（4月5日）、東京電力から原因の究明、再発防止対策及び環境への影響について報告を受理。保安院としては、今後、提出された報告書について厳格に確認していく。

【4月6日】

・原子力安全・保安院は、平成23年6月6日付けで原子力事業者に発出した「平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応について（追加指示）」に関連し、平成23年8月30日に東京電力株式会社から調査結果報告書を受領。（平成23年8月30日お知らせ済み）

また、同社から平成23年12月27日に湯ノ岳断層に関する追加調査結果報告書を受領。（平成23年12月27日お知らせ済み）

本日（4月6日）、東京電力株式会社からこれらの報告書に誤記がある旨の報告を受けた。

【4月17日】

・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、平成24年1月10日及び2月3日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽からの放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明及び再発防止対策の実施、他の屋外貯槽の点検等について指示し、2月8日に他の屋外貯槽の点検結果について報告を受け、4月5日に原因の究明、再発防止対策及び環境への影響について最終報告を受理。（4月5日お知らせ済み）

昨日（4月17日）、4月5日に提出された内容について確認し、公表した。評価の結果は以下のとおり。

【原子力安全・保安院の評価】

Cs-134 1. 47Bq/cm³
Cs-137 2. 07Bq/cm³
全γ濃度 4. 9×10¹Bq/cm³
全β濃度 5. 4×10⁴Bq/cm³
漏えい停止後に溜まり水の面積を再評価した結果、漏えい推定量を約36リットルに変更。

漏えい箇所を隔離し、類似箇所を点検した結果、問題がないことを確認したため、漏えい箇所を隔離した状態で淡水化装置（逆浸透膜式）の運転を再開（4月29日10:07）。（運転再開後の現場確認を実施し、漏えい等の異常のないことを確認。）

・淡水化装置の蒸発濃縮液タンクにおいて空気抜き配管から水の漏えいを確認（4月29日16:20頃）。漏えいが発生した現場は砂利部分であり、漏えいの範囲は約2m×約2m。当該タンク下に受け容器を設置し、漏えい拡大防止を実施。漏えい水の海洋へ繋がる排水溝等への放出はない。

湿った地面の表面線量率はγ線が2mSv/h、β線が0mSv/h、また、受け容器に溜まった水の表面線量率はγ線が1mSv/h、β線が0mSv/hで、周辺の雰囲気線量率と同程度。

空気抜き配管から水を一部抜くことにより、漏えいは停止（向日19:10頃）。漏えい水の分析結果は、以下のとおり。

I-131 検出限界値未満 (<2. 1×10⁰Bq/cm³)

Cs-134 2. 9×10¹Bq/cm³

Cs-137 4. 2×10¹Bq/cm³

全β濃度 3. 9×10³Bq/cm³

漏えいが発生したタンクから採取した上澄み水のサンプリングの結果は以下のとおり。

I-131 検出限界値未満 (<2. 1×10⁰Bq/cm³)

Cs-134 2. 7×10¹Bq/cm³

Cs-137 4. 0×10¹Bq/cm³

全β濃度 4. 1×10³Bq/cm³

漏えい水の分析結果とほぼ同一の値であることから、漏えいした水はタンク内の水であると判断（5月1日）。

2 原子力安全・保安院等の対応

【4月2日】

・東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は平成23年10月28日～11月14日にかけて実施した福島第一原子力発電所第2号機格納容器内ガスの測定結果について、検出器の基礎データの設定の誤り等により計算結果に相違が生じたとして、平成23年11月17日に訂正。

本日、原子力安全・保安院は、本件について、原因を究明し、対策を講

○ポルト締め付け不足や熱的ゆらみ等の要因分析から、原因をシール材のゆるみやへたれにより生じたと推定していることは妥当。そのため、冬季前に定期的に増し締めを行うことは適切な対策である。

○一方で、シール材等の経年劣化により貯槽内の放射性物質を含む水が漏れやすい可能性があることから、貯槽の保全計画を早急に策定する必要がある。

・原子力安全・保安院は、平成23年12月19日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所のトレンチ内で放射性物質を含む溜まり水を発見した件について、東京電力株式会社に対し、止水対策の検討、原因と再発防止対策、他のトレンチ等の巡視・点検計画の策定等について報告するよう指示し、3月30日、東京電力株式会社からトレンチの点検結果及び対策等について報告を受理。(3月30日お知らせ済み)

昨日(4月17日)、3月30日に提出された内容について確認し、公表した。評価の結果は以下のとおり。

原子力安全・保安院の評価

○共用プールダクト内の溜まり水への対応については、現場の放射線量がが高く容易に接近できない現状においてやむを得ない。しかしながら、漏えいリスクを低減するため、高レベル汚染水の流入防止対策を今後検討していく必要がある。

○敷地内のトレンチ3ヶ所が確認された比較的高い濃度の放射性物質を含む溜まり水については、海水サンプリングの結果等から海域へ流出した可能性は極めて低いとしていることは理解。

○また、これら3ヶ所について、トレンチ内の堆積土砂の表面線量率やトレンチ等の接続高さ等から溜まり水の流入経路を推定しているのは妥当。また、2号機及び3号機の循環水ポンプ吐出弁ピット内の溜まり水について、タービン建屋への移送と止水工事を行うとしていることは、地下水の流入防止及び海域への漏えいリスクの低減の観点から適切。

【4月19日】

・原子力安全・保安院(以下「保安院」という)は、平成24年2月6日から2月24日まで、東京電力株式会社(以下「東京電力」という)福島第一原子力発電所に対し、事故後、初めての保安検査を実施し、7設備に対する保守管理の基本となる設備毎の点検度、点検内容等の計画を定める保全計画が7設備の一部において策定されていないことを確認。そのため、3月19日、保安規定に対する「違反」等に対して厳重注意するとともに原因の究明を行うとともに再発防止対策を策定し、4月19日までに報告するよう指示。原因究明及び再発防止対策の策定に係る報告を受理。保安院は、今後、東京電力から提出された報告を十分精査した上で、厳格に処していく。

・原子力安全・保安院(以下「当院」という)は、平成23年10月3日付けで、東京電力株式会社(以下「東京電力」という)に対して、「事故収束の道筋」のステップ2終了後、廃炉作業開始までの期間(中期:3年間程度)における安全確保の基本目標及び要件について、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1~4号機に対する「中期的安全確保の考え方」(以下「中期的安全確保の考え方」という))を示し、それに適合するよう指示。併せて、同日付けで、東京電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求め、「報告書(その1)」(平成23年12月6日改訂2)、「報告書(その2)」(平成24年3月7日改訂2、3月28日一部補正)、「報告書(その3)」(平成24年3月7日改訂)を受理。(平成23年12月7日、12月8日、12月15日お知らせ済)当院は、専門家からの意見を聴取しつつ、提出されたこれら報告書を慎重に評価し、「中期的安全確保の考え方」に示す基本目標及び要件に対し妥当な措置が講じられていることを確認し、本日、「報告書(その2)」及び「報告書(その3)」の評価結果について、原子炉等規制法第72条の3第2項に基づき、原子力安全委員会へ評価結果を報告。なお、「報告書(その1)」の評価結果については、平成23年2月12日に原子力安全委員会へ報告した。(12月12日お知らせ済み)

【4月23日】

・原子力安全・保安院(以下「当院」という)は、平成23年10月3日付けで、東京電力株式会社(以下「東京電力」という)に対して、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1~4号機に対する「中期的安全確保の考え方」(以下「中期的安全確保の考え方」という))を示し、それに適合するよう指示。併せて、同日付けで、東京電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求め、東京電力から、「報告書(その1)」(平成23年12月6日改訂2)、「報告書(その2)」(平成24年3月7日改訂2、3月28日一部補正)、「報告書(その3)」(平成24年3月7日改訂)を受理。(平成23年12月7日、12月8日、12月15日お知らせ済)昨日(4月23日)、東京電力から、「報告書(その2)」及び「報告書(その3)」の変更について報告を受理。

当院は提出された報告書の変更について、慎重に評価していく。

【4月26日】

・原子力安全・保安院(以下「保安院」という)は、本日、東京電力より、東京電力福島第一原子力発電所(以下「発電所」という)において、同発電所

免震重要棟の一部を非管理区域化し、管理区域と同等の管理を要しないエリアを設けることに関する報告書を受領。

これは、平成23年5月2日に東京電力からの報告*における放射線管理体制の検証を踏まえた対策のうち、発電所構内全体を管理区域と同等の運用管理に変更。

保安院は、当該報告内容を確認するとともに、評価結果を取りまとめ、公表。(4月26日)

*「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」の提出について

【4月27日】

・原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)は、平成24年4月26日、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)より東京電力福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)において、発電所免震重要棟の一部を非管理区域化し、管理区域と同等の管理を要しないエリアを設けることに関する報告書を受領した(平成24年4月26日お知らせ済み)。

4月27日、保安院は、報告書の内容を確認、評価した。

評価した内容は、下記のとおり。

(1) 免震重要棟の非管理区域化について

① 非管理区域の設定基準(空間線量率、空気中濃度、表面汚染密度)についてそれぞれ基準を下回るように低く達成できていること

② ゲートモニタを設置し出入管理ができること

③ 緊急時のマスク着用等に係る体制構築し、不測の事態へ対応ができること

以上の点について、現地の保安検査官により、空間線量率、空気中濃度、表面汚染密度(平成24年4月26日時点)について基準を満たしていること、管理区域の境界が明確に規定され、ゲートモニタにより出入管理が一方所で集約されていること、また、不測の事態への対応について、体制、手順の構築などが確認されたことから、運用を変更しても問題がないと判断。

(2) 放射線業務従事者以外の免震重要棟における事故収束作業への従事について

非管理区域化された免震重要棟内における作業で受ける線量及び移動時に通過する管理区域と同等の管理を要するエリアでの線量レベルが、管理区域を設けて管理をする線量レベル(1.3mSv/3ヶ月)と比較して十分低く管理されていることから、運用の変更は妥当であると判断。

なお、非管理区域化された免震重要棟内での事故収束に係る作業等への従事の妥当性については、厚生労働省においても確認済み。

保安院は、免震重要棟内の一部を非管理区域として運用することについては妥当と判断したが、事故収束作業に携わる作業員の線量低減は優先して取り進むべき課題であり、その観点である免震重要棟については、全体の非管理区域化が速やかに実施されるべきであり、保安院は、東京電力に対してその取り組みについて強く求めた。

【5月1日】

・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)に対し、東京電力福島第一原子力発電所第2号機の原子炉圧力容器底部における温度上昇を踏まえたと対応について当院に報告を求めた(平成24年2月24日お知らせ済み)。

本日、平成24年5月分の報告書を受領した。

【5月2日】

・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めた(平成23年6月9日お知らせ済み)。

本日(平成24年5月2日)同社から報告書を受領。

＜被ばくの可能性(5月8日14:00現在)＞

1. 住民の被ばく

福島県は3月13日からスクリーニングを開始。避難所や保健所等で実施中(平日は8ヶ所、土日祝日は1ヶ所)。5月2日までに251,723人に対し実施。そのうち、100,000cpm以上の値を示した者は102人であったが、100,000cpm以上の数値を示した者についても服衣等を洗い、再計測したところ、100,000cpm以下に減少し、健康に影響を及ぼす事例はみられなかった。

2. 従業者等の被ばく

3. 負傷者等の状況

3月7日午後1時55分頃、福島第二原子力発電所1号機海水熱交換機建屋地下1階(非管理区域)において、配管保温材修理作業に従事していた協力企業作業員1名が倒れているのを、別の協力企業作業員が発見。その後、同日午後2時36分、ドクターヘリを要請し、同日午後3時47分、いわき市総合警域共立病院へ搬送。なお、作業員に意識はあり身体に外傷はなく、身体に放射性物質の付着がないことを確認。

4月17日午前10時20分頃、福島第二原子力発電所構内物揚場(非管理区域)において、福島第一原子力発電所の港湾内海底土被覆工事に従事していた作業員1名が、係留船舶に取り付けられたタイヤと護岸に上半身を挟まれ負傷。その後、

同日午前10時25分、119番で救急車を要請し、同日午前10時50分、現場の医師の判断でドクターヘリを要請し、同日午前11時41分、いわき市立総合警域共立病院へ搬送。なお、作業員に意識はあり、身体に放射性物質の付着がないことを確認。

<避難指示について>

・原子力災害対策本部は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日)を踏まえ、平成24年3月30日に川内村、田村市及び南相馬市について、警戒区域及び避難指示区域等の見直しを行うことを決定した。このうち、川内村及び田村市においては、4月1日0時を以て、警戒区域を解除し、避難指示区域を新たに避難指示解除準備区域等に見直しを行った。また、南相馬市においては、4月16日0時を以て、警戒区域を解除し、避難指示区域を新たに避難指示解除準備区域等に見直しを行った。

<警戒区域への一時立ち入りについて>

・次の市町村で、住民の一時立ち入りを実施。

三巡目(※はマイカー持ち出し)

南相馬市(4月8日、11日[※]、14日[※])、富岡町(4月1日、7日、12日[※]、15日[※])、浪江町(4月5日、6日、8日、11日[※]、14日[※])、双葉町(4月1日、5日、7日、8日、12日[※]、15日[※])、大熊町(4月7日、8日、15日[※])、楢葉町(4月5日、6日、8日、22日[※])

<避難指示区域の家畜の取扱い>

4月5日原子力災害対策本部から福島県知事に対し、平成24年3月31日時点において設定された警戒区域内に生存している家畜の取扱いについて、安楽死による処分、出荷の制限その他の管理等の対象家畜の所有者等への要請を指示。

<飲食物の出荷制限>

原子力災害対策本部より、福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県との知事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

また、平成24年3月12日、原子力災害対策本部は、検査計画、出荷制限等の設定・解除の考え方については、平成24年4月1日から新基準値が施行されることを踏まえ、以下のように整理した。

・検査については、過去の出荷制限の指示実績を踏まえて、2群に分類された自治体毎に、過去の放射性セシウムの検出レベルにに応じて設定された検査対象品目について行う。

・出荷制限・解除の対象区域は、汚染区域の拡がりや集荷実態等を踏まえ、市町村

単位など県を分割した区域ごとに行うことも可能とする。

・基準値を超えた品目の出荷制限については、汚染の地域的拡がりを勘案しつつ総合的に判断。

・出荷制限等の解除は、原則として1市町村当たり3ヶ所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下となった品目・区域に対して実施。

(1) 出荷制限・採取制限品目(5月8日14:00現在)

| 都道府県 | 出荷制限品目及び対象市町村 | 採取制限品目及び対象市町村 |
|------|--|---|
| 福島県 | <p>○原乳(田村市^{※1}、南相馬市^{※2}、川俣町(山木屋の区域に限る)、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町^{※1}、飯館村、葛尾村、川内村^{※1})</p> <p>○非結球性野菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)すべて(田村市^{※1}、南相馬市^{※2}、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村^{※1}、葛尾村、飯館村)</p> <p>○結球性野菜類(キャベツ等)(田村市^{※1}、南相馬市^{※2}、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村^{※1}、葛尾村、飯館村)</p> <p>○カブ(田村市^{※1}、南相馬市^{※2}、山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村^{※1}、葛尾村、飯館村)</p> <p>○シイタケ(露地で原木栽培されたもの：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市^{※1}、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村^{※1}、施設で原木栽培されたもの：伊達市、川俣町、新地町)</p> <p>○なめこ(露地で原木栽培されたもの：相馬市、いわき市)</p> | <p>○非結球性野菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)すべて(田村市^{※1}、南相馬市^{※2}、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村^{※1}、葛尾村、飯館村)</p> <p>○結球性野菜類(キャベツ等)(田村市^{※1}、南相馬市^{※2}、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村^{※1}、葛尾村、飯館村)</p> <p>○アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)(田村市^{※1}、南相馬市^{※2}、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村^{※1}、葛尾村、飯館村)</p> <p>○アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)(田村市^{※1}、南相馬市^{※2}、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村^{※1}、葛尾村、飯館村)</p> <p>○シイタケ(露地で原木栽培されたもの：飯館村)</p> |

| | |
|---|------------------------------------|
| <p>○きのご類 (野生のもの)：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、白河市、相馬市、南相馬市、須賀川市、田村市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三善町、小野町、矢吹町、棚倉町、富岡町、楡岡町、猪苗代町、広野町、榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、○タケノコ (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三善町、広野町、新地町、大玉村、西郷村)</p> <p>○ワサビ (畑で栽培されたもの)：伊達市、川俣町</p> <p>○くさぞつ (こごみ) (福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、相馬市、伊達市、国見町、川俣町、古殿町、三善町)</p> <p>○ふきのとう (野生のもの)：福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町</p> <p>○たらのめ (野生のもの)：福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、楡岡町、新地町)</p> <p>○こしあぶら (福島市、二本松市、郡山市、白川市、喜多方市、棚倉町、楡岡町、金達美里町)</p> <p>○ぜんまい (二本松市、いわき市)</p> <p>○うめ (福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町)</p> <p>○ゆず (福島市、南相馬市、伊達市、いわき市、桑折町)</p> <p>○くり (伊達市、南相馬市)</p> <p>○キウイフルーツ (相馬市及び南相馬市)</p> <p>○平成23年産米 (福島市 (旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市 (旧波川村の区域に限る。)、伊達市 (旧藤本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村、</p> | <p>○きのご類 (野生のもの)：南相馬市、いわき市、棚倉町</p> |
|---|------------------------------------|

| | |
|---|---|
| <p>及び旧月館町に限る。)</p> <p>○平成24年産米^{※5}</p> <p>○牛^{※3} (全粒)</p> <p>○いのしし肉 (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三善町、小野町、矢吹町、棚倉町、富岡町、楡岡町、猪苗代町、広野町、榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村)</p> <p>○くま肉 (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三善町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楡岡町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村)</p> <p>○イカナゴの稚魚 (コウナゴ) (全域)</p> <p>○ヤマメ (養殖を除く) (新田川 (支流を含む))</p> | <p>本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、榎葉町、富岡町、大玉村、葛尾村、飯館村)</p> <p>○イカナゴの稚魚 (コウナゴ) (全域)</p> <p>○ヤマメ (養殖を除く) (新田川 (支流を含む))</p> <p>○イカナゴの稚魚 (コウナゴ) (全域)</p> <p>○ヤマメ (養殖を除く) (秋元湖、猪苗代湖、小野川湖、榎原湖及びこれら湖への流入河川 (支流を含む。ただし、藤川を除く。)、太田川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。)、日禰川のうち金川発電所の上流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、阿武隈川 (支流を含む。))</p> <p>○ウグイ (秋元湖、猪苗代湖、小野川湖、榎原湖及びこれら湖への流入河川 (支流を含む。ただし、藤川及びその支流を除く。)、日禰川のうち金川発電所の上流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、阿武隈川 (支流を含む。))</p> <p>○アユ (養殖を除く) (阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。))</p> <p>○イワナ (養殖を除く) (秋元湖、小野川湖、榎原湖及びこれら湖への流入河川 (支流を含む。))</p> |
|---|---|

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>名ダムの下流（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、日橋川のうち金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）、阿武隈川（支流を含む。）、○コイ（養殖を除く）（秋元湖、小野川湖、樽原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。）、阿賀川の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、○フナ（養殖を除く）（秋元湖、小野川湖、樽原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。）、阿賀川の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、真野川（支流を含む。）</p> | |
| 岩手県 | <p>○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、釜ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町） ○牛^{※3}（全域）</p> | |
| 宮城県 | <p>○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、亶谷町、加美町、南三陸町。）、 ○クサソリツ（コゴミ）（栗原市、大崎市、加美町） ○こしあぶら（登米市、栗原市） ○牛^{※3}（全域） ○スズキ（仙台湾） ○阿武隈川（支流も含む。）で採捕されたヤマメ及びウグイ ○タケノコ（白石市、丸森町） ○マダラ（宮城県沖）</p> | |
| 茨城県 | <p>○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：</p> | |

| | | |
|--|--|-----|
| | <p>土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町、施設で原木栽培されたもの：土浦市、鉾田市、茨城町） ○タケノコ（石岡市、龍ヶ崎市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、利根町、東海村、北茨城市、大洗町） ○こしあぶら（野生のもの：日立市、常陸大宮市） ○茶（水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久保市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村） ○いのしし肉^{※4}（全域） ○シロメハル（茨城県沖） ○スズキ（茨城県沖） ○ニベ（茨城県沖） ○ヒラメ（茨城県沖） ○アメリカナマズ（養殖を除く）（茨城県霞ヶ浦水系^{※5}） ○うなぎ（霞ヶ浦、北浦、外浦逆浦及びこれら湖沼への流入河川、常陸利根川、茨城県内の那珂川（支流を含む）） ○ギンブナ（養殖を除く）（茨城県霞ヶ浦水系^{※5}）</p> | 栃木県 |
| | <p>○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、蕨相沢町、那須町、那珂川町、施</p> | |

| | |
|-----|---|
| | 設で原木栽培されたもの：大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町、芳賀町 ○なめこ（露地において原木栽培されたもの：日光市、那須塩原市） ○くりたけ（露地で原木栽培されたもの：鹿沼市、矢板市、大田原市、那須塩原市、足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町） ○タラノメ（野生のもの：大田原市、矢板市、那須町、市貝町） ○タケノコ（日光市、大田原市、那須塩原市、那須町） ○くさそてつ（こごみ）（大田原市、那須町、那須塩原市） ○こしあぶら（野生のもの：宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、茂木町、塩谷市、那須町） ○さんしょう（野生のもの：宇都宮市、日光市） ○ぜんまい（野生のもの：日光市、那須町） ○茶（鹿沼市、大田原市、栃木市） ○うぐい（養蠶を除く）（大戸川（支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。）、武茂川（支流を含む。）、栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし、筑原ダムの上流及びその支流を除く。）） ○牛*3（全域） ○いのしし肉*4（全域） ○しか肉（全域） |
| 群馬県 | ○茶（桐生市、渋川市） ○ヤマメ（養蠶を除く）（香妻川のうち岩島橋から香妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）、小中川（支流を含む。）、根ノ木川（支流を含む。）） |
| 千葉県 | ○シイタケ（露地で原木栽培されたもの： |

| | |
|------|--|
| | 佐倉市、流山市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、千葉市、八千代市） ○タケノコ（木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町） ○茶（野田市、成田市、勝浦市、八街市、富里市、山武市） ○茶（湯河原町） |
| 神奈川県 | |

※1：福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る

※2：福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る
※3：県外への移動（12月輸未済のものを除く）及びと番場への出荷を制限。ただし、県が定める出荷・検査方針に基づき管理されるものはこの限りでない。

※4：県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものは除く。

※5：福島県広野町、梅葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（船路町、船引町、船道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国府内林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国府内林野城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（渡利、小倉寺及び南台を除く。）、旧平田村、旧厩塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。）、伊達市（旧月籠町（月籠町月籠（関ノ下、松橋川原、川向及び鏡ノ腰に限る。）、及び月籠町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）、旧福島市（霊山町山野川に限る。）、桂沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田中内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町及び東田に限る。）、及び保原町柱田（狭田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。）、に限り。）、旧蓮本村（荒川町大淵（寺殿、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、堂木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小寺村及び旧置野村（梁川町八幡に限る。）、二本松市（旧柴川村（渋川及び米沢に限る。）、旧下川村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧大田村（岩代町）及び旧大田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の

区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧陸合村の区域に限る。)、及び国原町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)

※6: 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川

(2) 水道水の飲用制限の要請(5月8日14:00現在)

| 制限範囲 | 水道事業(対象自治体) |
|--------------------|-------------|
| 利用するすべての住民 | なし |
| 乳児 | なし |
| ・対応を継続している水道事業 | なし |
| ・対応を継続している水道用水供給事業 | なし |

(3) 稲の作付制限(4月25日14:00現在)

4月5日原子力災害対策本部長から福島県知事に対して、福島県の以下の地域の平成24年産稲の作付制限を指示。

福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに葛尾村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、浪江町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、飯館村、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区字森、原町区高倉字祐木森、原町区馬場字台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班及び及び2130林班の区域に限る。)、福島市(旧国に村及び旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台に限る。))の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(関ノ下、松橋川原、川向及び箱ノ腰を除く。))、月館町布川及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内を除く。))に限る。)、旧小国村、旧掛田町(霊山町掛田に限る。)、旧富成村、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田を除く。))及び保原町柱田(狭田、平宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸を除く。))旧堰本村(梁川町大関(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台に限る。))に限る。))の区域に限る。))二本松市(旧渋川村(吉倉に限る。))の区域に限る。))及び相馬市(旧玉野村の区域に限る。))

本資料は、4月以降の情報に掲載しており、3月以前の情報については、以下のURLより閲覧できます。